

「東京都気候変動対策方針」に関する
第2回ステークホルダー・ミーティング
(意見交換会)

平成19年10月25日(木)

環 境 局

「東京都気候変動対策方針」に関する第2回ステークホルダー・ミーティング
(意見交換会)

日 時：平成19年10月25日(木)

午後 5時30分～8時12分

東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場

1 主催者挨拶

環境局環境政策部長 加藤英夫

2 施策の検討状況について

3 意見交換

(配布資料)

- ・「東京都気候変動対策方針」に関する第2回ステークホルダー・ミーティング(意見交換会)参加者名簿
- ・座席表
- ・資料1・・・地球温暖化対策計画書制度の強化(現行制度の成果と限界)
- ・資料2・・・地球温暖化対策計画書制度の強化(新制度の基本的な考え方と骨子(案))
- ・資料3・・・都内大規模事業所の温暖化ガス排出状況等
- ・資料4・・・都内大規模事業所(業務部門)に提供している「東京都★省エネカルテ」
- ・資料5・・・建築物環境計画書制度の強化について(制度強化の背景と必要性)
- ・資料6・・・建築物環境計画書制度の強化について(制度強化の内容)
- ・資料7・・・建築物環境計画書制度の強化について(関係資料)
- ・資料8・・・第2回ステークホルダー・ミーティング(意見交換会)
配布資料に関するステークホルダーからの意見書
- ・資料9・・・第2回ステークホルダー・ミーティング(意見交換会)
配布資料へのご質問等に対する都側の考え方について
- ・資料10・・・第2回ステークホルダー・ミーティング：7つの論点
～削減義務と排出量取引をめぐって～

- ・参考資料1・・・プレス資料「日本初！環境CBOの創設」
- ・参考資料2・・・プレス資料「電球型蛍光灯がもっと身近に買えるようになります」
(白熱球一掃作戦)
- ・参考資料3・・・プレス資料「最新型ハイブリッドバスに第二世代バイオディーゼル燃料を使用したデモ走行を開始」

○事務局（小沼副参事） それでは定刻になりましたので、ただいまから「東京都気候変動対策方針」に關します第2回ステークホルダー・ミーティングを開催いたします。

私、事務局を務めさせていただいております環境局環境政策部の小沼でございます。よろしくお願ひします。

本日のステークホルダー・ミーティング意見交換会でございますが、「気候変動対策方針」で提起させていただきました政策や取り組みにつきまして事業者団体、環境NGO、専門家の皆様方から幅広いご意見をいただきまして、今後の施策形成に活かしていくというためのものでございます。

全体で3回ほど開催を予定しておりますが、本日はその第2回目となります。第1回目は7月に開催させていただきましたまして、東京都のホームページで会議資料あるいは議事録の方を公開させていただいております。なお、本日事前にご案内しましたとおり会議の方は公開で行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、開会にあたりまして環境政策部長加藤よりごあいさつ申し上げます。

○加藤環境政策部長 東京都環境局環境政策部長の加藤でございます。本日は、第2回ステークホルダー・ミーティングにお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

この間の7月に行われたステークホルダー・ミーティングにおきまして東京都「気候変動対策方針」を説明させていただきましたけれども、その後、私どもはこの具体化に向けて鋭意取り組んでまいりました。8月には日本初となる「環境CBO」、これは従来の社債担保証券CBOにCO₂削減の意図を盛り込みまして都の地球温暖化対策推進基金、これを活用いたしまして中小企業の地球温暖化対策を進めようとするものでございます。また、9月には家庭の省エネの取り組みを推進するためにコンビニ、スーパー、電気店、多くの方々のご協力をいただきまして、いわゆる電球型蛍光灯の普及を図る「白熱球一掃作戦」や、またこの10月からは軽油への混合比率制限がない第二世代バイオディーゼル、これの普及促進のためにハイブリットとハイブリットガスを合わせました形での都バスのデモ走行を開始するなど着実に施策の推進を図っているところでございます。

一方、世界に目を向けますと、この間、温暖化の危機を世界に訴えてきたゴア氏、またIPCCのノーベル平和賞受賞ということで大変私どもとしてもうれしい驚きとともに世界もここまで温暖化対策の重要性に非常な深まりを見せているというように感じたところでございます。都といたしましても、ますますこの取り組みを推進していかなければならないと改めて思ったところでございます。しかしながら改めて申し上げるまでもなく、この取り組み

については行政だけが一人やれば済むというものではなく、ここにお集まりの皆様方を初めさまざまな方面のご協力なければ決して進むものではございません。

本日は、「地球温暖化対策計画書制度の強化」、これは我が国では初となるいわゆる温暖化ガスの排出量取引、それから削減義務化、これの導入の基本的な考えでございますけれども、この考え方と骨子について議題にさせていただきたいと思っております。あわせて「建築物環境計画書制度の強化」につきまして東京都から説明させていただきたいと思っております。皆様方から率直かつ前向きな意見をたまわりまして、今後の施策検討に生かしてまいりたいと考えておりますので、実りある議論のため、ぜひともよろしくお願いいたします。

簡単ですけれども、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小沼副参事） それでは、まず初めに、本日の資料を確認させていただきたいと思っております。お手元にクリップどめをご用意させていただいておりますが、1枚目が次第、それからステークホルダー・ミーティングの参加者の名簿、そして座席表、それからA3になりますけれども「地球温暖化対策計画書制度の強化」としまして資料1として「現行制度の成果と限界」、それから資料2「新制度の基本的な考え方と骨子（案）」、そして資料3はちょっと小さくA4になりますが、資料3。そして資料4としてまたA3になります。そしてもう一つの制度でございます「建築物環境計画書制度の強化」としまして資料5、6、7でございます。また、この2つの制度につきましてステークホルダーの皆様事前に資料をごらんになっていただいております、ご意見ご質問をいただいております。それをまとめた資料が資料8でございます。また、多くのご意見をいただきましたので、そのご意見、ご質問にお答えする形で資料9という形でまとめさせていただいております。その中でも特に大きな論点となりそうなところを資料10としてまとめさせていただいております。

それから参考資料としまして1、2、3とございますが、今ほど加藤の方からのごあいさつにありましたとおり、気候変動対策方針発表後、方針の中で示されています施策「環境CBO」の創設ですとか、それから「家庭における白熱球一掃作戦」、そして「第二世代バイオディーゼル燃料を使用したハイブリットバスのデモ走行」、こういった施策の実施についてプレス発表でございますけれども、参考として付けさせていただきます。以上でございます。

すべておそろいでしょうか、不足がありましたら事務局の方へお申しつけください。なお、本来ですと、本日ご参加いただきましたステークホルダーの皆様をご紹介申し上げるところ

でございますけれども時間の関係もございますので、お手元の出席名簿によりご紹介に代えさせていただきます。

本日の進行でございますけれども第1回に続きまして、東京大学大学院工学系研究科の花木啓祐教授をお願いしております。これより進行の方を花木先生をお願いしたいと思います。

先生、よろしく願いいたします。

○司会（花木教授） 皆さん、こんばんは。きょうは皆さんいろんな立場で注目しておられる東京都が出された「気候変動対策方針」、これについて詳しい議論をしたいということであります。

最初に進め方についてご説明をしたいと思っております。前回はお一人お一人しゃべっていただくやり方をしましたが、今日は違う形をとりたいと思っています。どういうふうに進めるかといいますと、まず最初に、「地球温暖化対策計画書制度の強化」、それから「建築物環境計画書制度の強化」について東京都からご説明をいただきます。そして先ほど紹介がございましたけれどもステークホルダーの方から事前に大量の熱心な意見をいただいておりますので、その意見についてまた論点をまとめるということをされていますので、それに基づいてまずご説明をいただいて、その後、皆さんからご意見をいただきというふうに思っております。ご意見をいただくときには一人一人順番ではないので挙手をして自由に言っていただくと、そういう形をとりたいと思っております。時間も限られておりますけれども、めったにこういういろんな方が集まる機会もございませんので、ぜひそれぞれのご意見をここで述べていただければありがたいなというふうに思っております。

さて、それでは議事に入りますが、資料について東京都の方から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局（千葉主査） それでは、「地球温暖化対策計画書制度の強化」についてご説明をいたします。資料1、資料2でご説明させていただきます。資料1では「現行制度の成果と限界」について、資料2では資料1がこれまで各方面から寄せられた意見を補いまして新しい制度の基本的考え方としてまとめておりますので、この2点についてご説明申し上げます。

初めに、資料1をごらんください。まず17年度から実施しております現行制度の概要をご説明いたします。現行制度は都が選定した一定の削減対策を事業所が実施することを促進する仕組みであり、対策の実施の程度は各事業者の自主性に委ねられております。現行制度には3つの特徴がございます。

第1に、各事業所に5カ年の削減対策計画書などを作成し、提出いただくことを義務づけ

ております。計画からいただく対策としては運用対策が投資回収年数が3年以内の基本対策と、それ以外の目標対策の2つの分類にしております。これらの対策を計画化することにより削減目標の設定等を行っていただくものとなっております。

第2に、現行制度ではまず各事業所の皆様に計画書の案をご提出いただき、その内容に対して都が指導・助言を行い、最終的な計画書をご提出いただくというプロセスをつくってございます。都は、先ほどの基本対策を基本的に取り組むべき標準的な対策として事前に提示させていただき、この対策をすべて計画化するよう指導・助言を行います。計画化しなければ評価レベルはE、Cになるという旨を伝えまして、再検討を促すという仕組みになっております。

第3に、対策に積極的に取り組む事業所が社会的に評価されるよう計画書や取組結果について都が評価し、公表いたします。評価の基本は対策の実施であり、例えば計画書の評価においては基本対策をすべて計画化していればAレベル、基本対策に加えて目標対策を計画化した場合、そのレベルに応じてAクラス、ダブルAと評価レベルが上がってまいります。なお、現行制度で算出する対策実施による削減効果は、事業活動の量は変わらないものとして試算するものとして運用しております。

右側の方をごらんください。現行の制度の成果としては、ほぼすべての事業所の皆様が「基本対策」を計画化するなど削減対策の底上げができたと考えております。また、「評価・公表の仕組み」を導入することによって、より積極的に対策に取り組む事業所が現れてきたと評価しております。平成17年度の対象事業者の実績でございますが、計画化された対策による削減見込み量は約75万トン、これは5カ年で約平均6%の削減を行うという計画を提出いただいたこととなります。この計画書の提出から1年度目の実績として約3分の1の対策を完了していただきました。総排出量の状況としては基準年度と比べまして産業部門は3.6%の減、業務部門が0.8%の増となっております。

しかし、ことし発表されましたIPCC第4次報告書など、全世界的に温暖化ガスの総量削減を早期に実現する必要性が明らかになっている現状におきましては、より大きな削減効果を上げていく必要があると考えております。こうした観点を踏まえますと、現行制度は次の3つの限界があると考えております。第1に、現行制度の評価は対策の実施を施行しておりますため、計画化した対策を実施しても、温暖化ガスの総排出量の削減は必ずしも保証されないという限界がございます。

第2に、より大きな削減効果を上げていくためには、より高いレベルの取組を進めること

が不可欠となってまいります。しかしながら事業者の自主的判断のみに基づき提出された「計画書（案）」の段階では半数以上がB、C評価レベルであり、投資回収年数3年以内の対策ですら指導・助言、評価・公表の仕組みによって、すべての事業所が計画化したという状況でございました。こうした自主的取組のみを前提とした指導・助言では、目標対策レベルの取組は十分に計画化されないという状況でございます。

また、これまで基本対策の実施を事業者に求めてまいりましたが、仮に目標対策の実施を義務づけた場合には必要のない設備同意を求めるなど、事業所の実態を無視した過大な負担になることにもなりかねません。このため一定の対策の一律的な実施を求める方式にも限界があるかと考えております。これらのことから自主的取組のみを前提としたものから削減を義務づける制度に、また対策の一律で実施していただく方式から事業者の判断・選択により削減する方式に変更していくことが必要であると考えます。このため現行制度の成果などを踏まえまして対象事業所様に対して総量削減義務を課すとともに、削減義務の履行を経済合理的に実行できるよう「排出量取引制度」の導入を図りたいと考えております。

引き続きまして、資料2をごらんください。左側にあります制度設計の基本的な考え方は前回のステークホルダー・ミーティング及びその後、都にご提出いただきましたご意見なども踏まえましてまとめたものでございます。

第1に、総量削減を実現することが新制度の最大の目的でございますので、総量削減を確実に達成する仕組みといたします。削減義務の達成する手段は事業者が自主的に選択できるようにいたしますが、都といたしましても効果的な削減対策事例を示すなどして、引き続き事業所の皆様の削減対策を支援してまいります。

第2に、これまで精力的に優れた取組を実施してきた事業者が評価される仕組みといたします。削減義務の履行に当たっては現行制度の期間中での総量削減の実績が反映されるよう、また、対策がトップレベルにある事業所には削減義務水準について一定の配慮をするなどの対応をしたいと考えております。さらに事業者の優れた取組が社会的・経済的に評価されるようにしてまいりたいと考えております。

第3に、実質的な排出量削減を可能とする排出量取引の仕組みを構築します。削減義務の履行に当たっては各事業所みずからで削減していただくことを基本といたしますが、それを補完する手段として排出量取引を活用する仕組みとします。また、マネーゲームになるのではとのご意見なども踏まえまして、排出量取引を通じての削減義務の履行は、認証された削減量のみとすることで確実な総量削減を目指すことといたします。

第4に、省エネ技術や再生可能エネルギーの導入促進など、環境技術や環境ビジネスの発展、中期的に必要な削減レベルを示すことによって、計画的な省エネ設備投資の実施が可能となるようにするなど、東京の都市の活力を高め長期的な成長を可能とする仕組みとしてまいります。

右側の新しい制度の骨子についてご説明いたします。

対象事業所は、現行制度の対象を基本に検討してまいります。また、テナントビルにおける特徴的な事情を考慮すべきとのご意見も踏まえまして、対象事業所内のテナント事業者の取扱いについても検討してまいりたいと考えております。新たな制度は現行制度の計画期間終了後の2010年度を予定し、早期の取組を促進するため、5年間程度の計画期間で設定いたしますが、同時に中期的に必要な削減レベルもお示しすることによって、計画的な省エネ設備投資などの実施を可能としています。

対象事業者の義務の主なものとしては、削減義務と計画書等の提出・公表の義務を考えておりますが、削減義務水準の設定に当りましては設備更新などの削減対策の実施による削減余地などや都の温暖化ガス削減目標の達成の観点から検討していきたいと考えております。なお、特に高効率な設備を導入しているなど対策がトップレベルになる事業所には削減義務水準について一定の配慮をしたいと考えております。

削減義務の履行手段でございますが、まず各事業所みずからで対策を実施していただくことを基本とします。その上でそれを補完する手段として他の対象事業所が義務量を超えて削減した量や都内の中小規模事業所が対策の実施により、削減した量の取得など多様な手段を取引により確保するような手段を検討したいと考えております。こうした制度によって削減に積極的な事業所が顕在的にメリットを享受することができることとなります。また、制度の実効性を確保する措置についても検討してまいりたいと考えております。このほか、削減量の認証ルールや事業所の排出量を確認するためのシステムの整備、各種ガイドラインの整備なども行ってまいります。なお、必要に応じ計画期間の中間年におきまして運営方法等を見直すなどについても検討してまいりたいと考えております。

なお、資料3に現行制度の対象事業所の温暖化ガス排出状況などを、資料4には都が業務部門の対象事業所の皆様に提供している分析データなどを配布しておりますので、後の議論の際の参考にしていただければと考えております。

資料1、2、3、4のご説明は以上でございます。

○司会（花木教授） 続けてお願いします。

○事務局（西田） 続きます、私の方から「建築物環境計画書制度の強化」について、資料5、6、7を用いまして説明させていただきます。

まず、現行の建築物環境計画書制度について概要を少し説明させていただきます。東京都では平成14年より環境確保条例に基づきまして大規模な新築建築物、延べ床ですと1万平米を超える建物に関しまして、その建物の環境の措置、どのような環境への取組をしているか、そしてそれがどのようなレベルなのかという評価を掲載する建築物環境計画書を提出していただく、それを義務づけるということをしております。東京都はその内容をサイト等で公表していますが、一層の環境配慮の取組を誘導する、特に環境に配慮した建築物が評価される市場の形成を図るというのが大きい目的でございます。その下の表が今までの計画書の提出実績でございます。平成14年から18年度まで、毎年大体200件弱出てまいりまして、累積ですと889件にのぼっております。

さらに平成17年度からは、マンション環境性能表示という制度を導入しております。環境計画書制度の対象のうちの住宅、マンションにつきまして販売広告にマンション環境性能表示、こちらにラベルを示してございますが、この星の数によって環境への配慮がわかるということを目的としまして表示をしていただいております。この制度がある程度定着しまして、積極的に使っていらっしゃる事業者もあり、また条例対象外のマンションにもこうした表示をしたいというような希望者も増えてまいりましたので、19年からは条例対象外の少し小規模なマンションでも表示できるような任意届出制度をスタートさせております。このように5年間この制度を実施してきたわけでございますけれども、ある程度定着をしてきたところですが、一方でその限界あるいは制度強化の必要性も出てきたところがございます。その点につきまして3つにまとめております。

まず、第1が市場への影響力ということでございます。現在の制度は、1万平米以上という延べ床面積の大規模建築物を対象にしております。年間着工件数ということでまいりますと200件程度ということですので、総着工数、東京全体で着工される建物の中では1%にも満たない数でありながら、床面積の全体で30%を捕捉するという、ある程度効率のよい制度になっております。しかしながら一方で毎年200件というのは、省エネ法の対象2,000平米以上の建物に対しては届出制度がございますが、その対象1,300件の約15%にしか過ぎません。市場への影響力ということを考えますと、この辺は限定的だと言わざるを得ないかなと思います。直接の対象だけではなくて波及効果ということも考えますと、件数を増やすということ。件数を増やすということは、その関係者、それを購買する、建築主だけではな

く購買する人、賃貸する人、あるいは建築・設計にかかわる人など関係者も増えてまいります。そういう意味で対象拡大が必要になっているのではないかと、影響力を増したいということを見ると、そういうことが必要になってくると考えられます。

現行制度の課題の第2のポイントとして、住宅以外の用途において省エネ性能がなかなか伸びないという点が挙げられます。この点につきましてはグラフ等を見ていただきたいので、資料7をごらんください。

左側の真ん中のグラフの図表3、図表4というところが現在これまで5年間の累積の建築物の省エネ性能の分布をあらわすものでございます。これは住宅以外の全用途400件を対象にして、その中でも割合の多い事務所に対しては黄色い棒グラフで示してございます。左側の図表3に、PAL削減率と書いてありますが断熱の性能を表す指標でございまして、図表の4、ERRという方が設備の省エネ性能、エネルギー削減率を示しております。それぞれゼロのところ、一番左側のところが最低基準でございまして、断熱性能あるいは設備の省エネ性能両方見ていただくと、非常に高いレベルのものもありながら、まだまだ低いレベルでとどまっているということがわかると思います。

これは5年間の累積ですが、それではその傾向はどうなのか、よくなっているのか、悪くなっているのかということでございますけれども、その下のグラフ、図表5、図表6を見てください。図表5のグラフでは縦の軸にエネルギー削減率、設備の省エネの指標を、横の軸に断熱性能をとっております。毎年の建物の平均というものをこの○印で表しておりますが、平成14年から18年に至るまで右上の方にぐっと伸びてくればよくなってきたと言えるのですけれども、なかなかそういう著しい改善傾向が見えないということが言えるかと思えます。一方、住宅については、やはり同じ資料の右上のところに「マンション環境性能表示の評価の★の推移」を書いてございます。マンション環境性能表示を導入した後の17年、18年というところでは、どの分野においても性能が改善しているという傾向が見受けられます。このような状況を見まして元の資料5に戻っていただきますと、住宅以外の建築物での省エネ性能の伸びが鈍い、あるいは一方でマンションの方の性能が向上しているという傾向がみられます。こうした課題に対しまして、2つの強化の必要性が挙がってくると考えています。

まず、第1に、より高い省エネ性能を最低基準として定める必要性があると考えています。都内の建築物全体の床面積は、伸びは鈍いながらもまだまだ増大しております。他の地域に比べて大規模な新建築物が多いというような地域特性がございます。また、全体としては一部で非常にいい省エネ性能の建築物が建っておりますけれども、全体としては目立った改善

傾向が見られないということも事実でございます。そういうことを考えますと大規模な新築建築物の省エネ性能のより一層の向上のためには、低い水準にとどまるものに対してその引き上げを図る底上げが必要であると考えております。

第2のポイントとしては住宅以外の用途に関してもマンション環境表示制度のように高い水準に誘導するための流通過程を活用したインセンティブの形成が必要であると考えております。

さて、現行制度の第3の課題ということで、再生可能エネルギーの導入実績ということが挙げられるかと思えます。ここにこれまでの実績が書いてありますけれども、これでは非常に少ない。これに対して積極的な導入が図られるような検討あるいは仕組みづくりということが必要になってくると考えております。

このような課題に基づきまして制度強化の内容を次の資料6にまとめてございます。

まず、制度強化の基本的な考え方でございますが、環境配慮の取組を評価して環境にいい建築物が市場に評価される仕組みというのをつくっていく、こういうコンセプトはさらに徹底していくという大前提に立ちまして制度強化の3つの視点を考えます。まず、第1は市場への影響力を評価していくということ。第2は、環境配慮を強力に誘導していくということ。そして第3には、環境配慮に水準の底上げを図っていくということでございます。このような3つの視点に基づきまして5つの具体的な制度強化の内容を考えてございます。その具体的な内容について少し具体的にお話をさせていただきます。

まず、第1は、建築物環境計画書制度の対象の拡大でございます。現行の延べ床1万平米という要件を引き下げまして、ある程度中規模の建築物についても計画書の提出を求めるということを考えております。やはり市場への影響力を考えますと、より多くの建物、より多くの関係者を対象としていくということが非常に重要であると考えます。

第2の制度強化の内容でございますが、マンション環境表示制度の対象も拡大していくということが挙げられます。対象としては現行要件をさらに引き下げまして、中規模マンションに対象を拡大する。これまでは分譲マンションだけが対象でございましたが、賃貸マンションも拡大して対象としていきたいと考えております。さらに希望者もかなり出てきているということもございますので、広告への掲載を義務づけのないような小規模なマンション、対象外のマンションについても希望する場合は条例の手続にのっとり対象者と同じように表示が行える仕組みも整理しようと考えております。

第3の強化ポイントということでは、再生可能エネルギーの導入検討義務を進めていき

と思っています。これは建築主に対して再生可能エネルギーの導入を、都が定める検討プロセスに沿って十分に検討していただくという制度でございます。都はその検討結果というものをプロセスと一緒に公表していくということです。3番目のところにイメージとして都が定める検討プロセスというものを示しております。例えば太陽光発電ですと、パネルの設置スペースが確保できるのかどうか。あるいは方位とか角度を確保できるのかどうか。導入コスト、CO₂の削減量の算定等の検討を求めていくということを掲げてございます。

右上の囲みにロンドン市のご紹介をしておりますけれども、ロンドンでは再生可能エネルギーの導入要求という制度がスタートしております。消費エネルギーの最低10%の再生可能エネルギーの導入を要求しております、それに対しまして導入検討のツールキットというものを完備して、導入しない場合には説明をするというようなことが求められるようでございます。このように導入検討に関して具体的な手順を提示しまして、再生可能エネルギーの積極的な導入を誘導していくというのが第3番目のポイントでございます。

第4番目の強化ポイントでございますが、省エネ性能証書、これは仮称ですけれども、この制度をつくっていきたいと考えます。マンションの環境性能表示のように、明確にエネルギー性能を表示することは非常に重要で、効果があると考えますので、マンション以外に関しましても省エネ性能を記載した書面を作成していただきまして、建築物を売買、賃貸する、そのような取引の段階、流通段階で相手方へ提示を義務づけるというような内容にしたいと考えております。EUでは既にこういう制度が進んでおりまして、先ほどの関係資料の資料7、図表9のところにデンマークのエネルギー性能評価証書を載せてございますが、これは7つの段階表示でエネルギー性能の情報を可視化するというをしております。このように流通段階で省エネ性能を可視化したい、さらそういうものをわかりやすいように工夫して公表していきたいというのが第4番目のポイントでございます。

第5番目のポイントは省エネ性能を最低基準の導入ということでございます。現行の制度を対象にしまして都が定める省エネ性能の最低基準の確保を求めるとというのが、この最低基準の導入ということの内容になります。ただし、住宅用途に関しましては、今、国において省エネ法の改定で基準等が見直されているということもございますので、今後の検討というようなこととなりますが、住宅以外の用途におきましてはこういう準備が整っているということで最低基準を導入していきたいと考えています。

最後に実効性の担保というところでございます。現行の制度では取組の不十分な建築主に対する改善勧告及び勧告に従わない場合に氏名を公表するというような制度になっておりま

す。この点につきましては現行どおり、あるいは強化しなければいけないのかというようなことに関しまして審議会などで今後検討していく予定にしております。

以上です。

○大野都市地球環境部長 それでは、引き続きご説明申し上げます。都市地球環境部長の大野でございます。ただいまご説明申しました資料は先週の火曜日の 16 日にステークホルダーの皆さんに送らせていただきました。今週の月曜日、22 日が締め切りという非常に短い期間だったわけでございますけれども、大変ご熱心にご検討をいただきましてたくさんの意見をいただいたことを感謝申し上げます。いただいた件につきましては資料 8 にまとめさせていただいております。資料をお送りするときにいただいた資料につきましては説明の中でできるだけお答えしますというふうにお約束したものですから、資料 9 に一覧表でご用意をさせていただきました。本来ですとこれを逐一ご説明すべきなのですがけれども、見ていただければおわかりのように A 3 版で 18 ページと非常に長大でございますので、これを逐一説明しておりますと、これだけで今日の会が終わってしまいますので、そうもいかないということでございます。

また、ご質問の中には今後の検討に委ねられるべき詳細な事項でありますとか、あるいは特定の課題に関するテクニカルなご質問もございますので、本日は皆様からいただきましたご意見の中で多くの団体に共通するもの、また先ほどご説明しました都が示している基本的な考え方、これにかかわるものにつきまして資料 10 に 7 つの論点ということでまとめさせていただきました。これ以降、資料 10 によりましていただきましたご質問、ご意見と都の考え方をご説明させていただきます。

一番最後の資料 10 でございます。これをごらんください。7 点ございます。まず、表紙をおめくりいただきまして 1 ページでございます。第 1 は、削減の技術的な裏づけがあるのかという事です。これは東電さんからいただいたことだと思うのですが、技術的な裏づけなしに削減義務を設定しても削減に結びつかないのではないかと。日本、特に東京の事業所は効率が極めて高くなっているのもこれ以上効率を上げると大変厳しい状況になる、こういうご意見でございます。これに対しまして私どもは、省エネ技術は日進月歩で進歩している、最新の省エネ技術の活用で十分に削減の余地はあるのではないかと考えております。グラフがございしますが、ビルが使うエネルギーの中では約 3 割は空調設備（熱源）が占めております。これの効率の進歩を示したものがございします。上の方がターボ冷凍機でございまして、これで見ますと 70 年代の製品と比べますと約 1.5 倍ぐらい性能が向上しているという状況

でございます。下が吸収式冷凍機でございますが、こちらの方も 70 年代に比べまして最近のものは約 2 倍ぐらいの性能がアップをしているということでございます。なお、ターボ冷凍機は二次エネルギー、ガス式の方は一次エネルギーでございますがどちらにしましても非常に効率がアップしているということでございまして、こういった高効率の機器への更新が進めば大幅な省エネになり、CO₂削減が可能になるということでございます。

では、この機器がどのくらい使われているのかということが次のグラフでございます。今回我々のデータによりますと都内の事業所では、まだまだ 70 年代以前の熱源機器が相当残っているということがわかります。新制度の開始が 2010 年と予定しておりますので、この 2010 年までに半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である 15 年を超えるということになります。もちろん法定耐用年数と実際の耐用年数は違うわけでございますが、2020 年を視野に入れておりますので、そこまでいけば 2000 年以前に入ったものにつきましては、つまりかなりの部分が更新時期を迎えるというふうになろうと思っております。これ以外にも照明関係でございますとか搬送用のポンプ等々で省エネ化が進んでおりますので、こうしたものによって大幅なCO₂削減は可能だろうというふうに考えております。

2 ページをごらんください。第 2 のご意見は、自主的な取組の評価に関するものでございます。前回もご議論をいただきましたが、現在の「地球温暖化対策計画書制度」は大変実効性が高いと、削減義務化ではなくてこの制度の改善を図るべきだというご意見をいただきました。私どもの考え方でございますが、自主的な取組を前提とした改善案ではなかなか大幅な削減が進まない。都の提案は、現行制度の利点と経験を活かしながら、さらなるCO₂削減を可能とする現実的な提案であると、こういうふうに考えております。

前回のステークホルダー会議の最後に私どもの方から皆様に何か対案があればお示しいただきたいということをお願いいたしました。で、今回幾つかの提案をいただきましてありがとうございました。ただ、私どもは先ほどもお話を申し上げましたように、なかなか現行制度の枠内で自主的な取組ということを前提にした改善策では、なかなか効果が上がらないのではないかとということでございます。

具体的にいただいたものは 4 点ございまして、1 つが優良企業の表彰というもの、2 つ目は対策が不十分な事業所も含めて公開するというものでございます。それ以外には対象事業所の拡大、エネルギー効率による合理的な評価基準の検討というご提案もいただきました。ただ、これらのうち、優良企業の表彰は既に現行制度に入っているものでございます。それから「対策が不十分な事業所の公開」とございまして、確かに現在は B、C 評価の事業所は

公開しておりません。ただこれもB、C評価の事業所は全体の1.5%、19事業所しかございませんので、これをやっても余り大幅な改善策ではないということでございます。いずれにしましてもこれらの提案につきましては、現行制度の実施過程の中で十分に検討させていただきますけれども、こうした改善策だけではなかなか大幅なCO₂削減は進まないのではなかろうかと考えております。

「自主的取組」ではなかなか進まないということの一つの事例としてご紹介したいのが、温度管理でございます。事務所の温度管理は冷房暖房にあたって温度を適切に管理する、これは省エネ対策の基本でございます。国の省エネ法でも当然全事業者がやるものと、やっているものとなっております。私どもへの計画の提出でも当初の申告では、「やっています」という申告がほとんどでございました。では、その根拠は何かありますかということで、ビル管理法という衛生の方からの法律がございますので、この測定データの提供をお願いしました。そうしましたところ、実は3分の2の事業者で必ずしも十分な温度管理がやられていないということが判明いたしました。そこでこのデータに基づきましたお願いをしまして、3分の2の事業者で新たに温度管理というものが基本対策として開始していただくということになったわけでございます。このように「自主的取組」の枠内では非常に残念でございますけれども、もっとも基本的な対策であってもなかなか進まないというのが実態だということでございます。

削減に関するもう一つの意味でございますが、私どもはCO₂の削減を経営者の方が真剣に考える契機になるだろうというふうに考えております。現行制度の運営の中で多くの事業所の現場のスタッフの皆さんからいただきましたのは、これ以上踏み込んだCO₂の削減対策をやろうと思うと、やっぱりトップの判断がないと無理なんですよ、というお話をいただきました。そこで私どもは、CO₂の削減、省エネというものを現場の管理レベルの問題から経営者が真剣に考える問題にグレードアップする、レベルアップすると、そういう契機になるものと考えております。

第3でございます、3ページをごらんください。削減義務と経済活動の制限ということでございます。ここは経団連、その他の方からいただきましたけれども、企業のCO₂の排出量にキャップをかけることはエネルギー使用量の制限、すなわち企業活動そのものに制限を加えることになる。CO₂排出量に傾倒した計画経済につながるものである。そして東京の経済活力を損なう恐れがある。このような影響がございます。で、東京都の考え方でございますけれども、先進的な省エネ技術の活用でございますとか、CO₂排出量の少ないエネル

ギーへの転換、さらには排出量取引などの方法でCO₂の排出削減と企業の成長を両立することは十分に可能と考えております。削減義務の導入が多くの国や地域で進んでいることもこうした認識が広がっていることを示しているものと考えてございます。

削減義務と排出量取引制度でございますが、表にまとめておりますけれども、EU以外のアメリカで多くの州で決まっています。カリフォルニア、ニューヨーク、ニュージャージー、フロリダ、あとは制度の導入や導入に向けた検討が進んでいます。全部で16州ございまして、その合計人口は日本の総人口に匹敵する1億2,000万人に達しております。また、EUとこれら米国諸州が連携した取組、これはまだEUが発表しておりませんので詳細は言えないのですが、連携した取組も始まろうとしております。さらにオーストラリアでもこうした動きが広がっておりまして、削減義務と排出取引が経済の活性化と十分に両立するという認識は多くの国や地域で受け入れられつつあるというふうに考えております。

また、都の提案は基本的考え方でお示ししましたように、東京の都市の活力を高めて長期的な成長を可能とする仕組みと考えています。国内の産業部門でもこれまでに高効率の設備導入などによりまして、生産規模の拡大とCO₂の削減を両立させている先進的な省エネ企業はたくさんあると考えています。CO₂の増加が著しい業務部門においてはさらに積極的なCO₂削減の取組が必要であると考えています。都が目指す削減義務は東京の経済活力を損なうものではないということは断言したいというふうに思います。

4ページをごらんください、第4のご意見でございます。削減義務と長期的対策というものでございます。これも経団連様からいただきましたけれども、短期的な視点から削減義務を設定すると、短期的な経済合理性ばかりを迫ることになり、長期的視点からの投資判断ができず、企業による真の効果的な省エネ対策への投資ならびに革新的技術の開発にはインセンティブが働かないというご意見でございます。私どもの考え方ですが、省エネルギー技術や再生可能エネルギーへの投資が安定的に行われるためには、中長期のCO₂削減目標が必要という認識はある意味で共通していると思います。私どもはこうした考え方を持ちまして、新たな削減義務制度におきましても中期的に必要な削減レベルを示しまして、計画的な省エネ投資の実施を促進したいと考えています。

EU全体においても、あるいは欧米の大都市においても次々に中長期的なCO₂の削減目標が設定されています。これに基づいて安定的な投資が行われるという状況になっているのだらうと思います。逐一申し上げませんが、記載していますようにかなり大幅な削減目標が設定されています。東京都でございますが、東京都は今年の12月に発表しました「10年後

の東京」という東京都全体の都市戦略の中で東京都の温暖化ガス排出量を 2020 年までに 2000 年比で 25%削減するという目標を提示してございます。我が国全体から考えますと、世界全体の排出量を現状に比べて 2050 年までに半減するという目標が示されておりますけれども、肝心の日本の長期目標あるいは 2020 年、2030 年の長期目標が示されておられません。我が国において省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの安定的な投資を拡大するためには、一刻も早く国のレベルで中長期的な削減目標を設定することを望みたいと思います。

東京都が設定しましたのは欧米の大都市と同じように中期的な展望を示しまして企業の CO₂削減努力に安定的な目安を提示するというものでございます。新たな制度におきましても早期の取組を促進するために 5 年間程度の計画期間を設定しますが、同時に中期的に必要な削減レベルを示しまして、計画的な省エネ設備投資の実施を可能としたいと考えております。

5 ページをごらんください、第 5 の論点でございます。他地域への経済活動拠点の移転ということでございます。これに関しましても経団連様、東電様などからいただきました。CO₂の排出量に対する規制を逃れるために生産拠点を規制のない他の道府県や海外にシフトする動きを助長することとなり、結果的に全国レベル、ひいては地球規模での CO₂排出量が増加する恐れがあるということでございます。

これに対する都の考えでございますが、3 点でございます。第 1 に、東京都は、全国レベルで導入されるべき対策を率先して提案しているということでございます。ご懸念があるような規制逃れなどが起きることのないように国レベルの対策強化が本来必要と考えておりました、国に対しては CO₂削減対策の強化を強く要求してまいりたいと、このように思っております。

第 2 には、その一方で、企業の立地は CO₂削減コストを必ずしも主要なエネルギーとして決まるものではないのではないかと考えております。表に示しましたのは経済産業省さんがやっております工場立地動向調査でございますが、これは工場でございますけれども、立地選定をする主な理由ということで一番高いのは用地面積の確保、それから本社・市場・関連企業への近接性という市場に関する要因、それから経営者等との関係、労働力の確保など人的問題等々ございまして、コスト要因以外にもさまざまな要因があるということがわかります。また、コスト要因の中にも地価を初めさまざまな要素がございまして、CO₂削減義務と排出量取引制度の導入という要因のみによって事務所の移転が進むというのはかなり極端な見解だろうというふうに思っております。

第3に申し上げたいのは、私どもは単にCO₂規制だけを提案しているということではございません。先ほど申し上げましたように昨年の末に「10年後の東京」というのを発表しまして、この中では10年後に向けました8つの目標を提起しています。水と緑の回廊で包まれた、美しいまちに東京を復活させますとか、三環状道路により東京が生まれ変わる等とございます。こうした8つの目標によりまして環境、安全、文化、観光、産業などさまざまな分野でより成熟した機能的で魅力的な都市にしていこうということが目標でございます。CO₂削減は、こうした東京をつくり上げていく中の不可分の構成要素というふうに考えております。私どもは「10年後の東京」の姿の実現を目指しまして、環境と経済が両立する新たな都市モデルをつくってまいりたいと思っております。

6ページをごらんください、第6は公平性の確保でございます。寄せられた意見でございますが、さまざまな産業等の特性や成長性を加味した、公平かつ公正な排出削減の割当は現実に不可能である。そもそも各企業の過去の省エネ努力や、もとの効率の違い等を反映させた合理的で公平なキャップの設定は不可能であると考えられるということでございます。で、都の考えでございますが、これまでの総量削減の実績や対策の取組の程度が、削減義務の履行に当たって配慮されるように制度設計をしていきます。また、今後の課題に当りましては世界各地で進んでいる導入事例のメリット、デメリットを参考にするとともに、現行制度の運用で得られましたデータを最大限に活用していくということでございます。

「現行制度の成果を基礎に」ということでございますが、EUの第一期の計画についてはいろいろと情報が流れておりますけれども、EUで削減義務制度が始まったときには、対象事業所の排出量のデータさえ揃ってなかったという状況でございます。これに対しまして東京では既に排出量のデータはもちろんのこと、約1300の対象事業所でどのような対策が行われているかということについても明らかになっております。こうしたデータを活かして次のステップに進んでまいりたいと思っております。

積極的に取り組む事業所が評価される仕組みでございますが、都が目指しますのは、取組の優れた事業者が評価をされ、経済的にもメリットを得ることができる仕組みということでございます。削減義務の履行にこれまでの総量削減の実績を反映するとともに、市場で販売されているもののうちエネルギー効率が最も高い設備を導入しているなど、取組の優れたトップレベルの事業所につきましては、削減義務水準について一定の配慮を行うということですので。こうした中の詳細につきましては、さまざまな意見をうかがいながら順次、具体化をしてまいりたいと思っております。

もう一方で、「自主的な削減対策」という枠組みで生じる不公平という問題があります。「自主的な削減対策」という枠組みの下では、行政からどのような働きかけがあっても、踏み込んだ削減対策は行わない業種や企業が残ってしまうということは避けられないと思っています。むしろ都の提案のように、一定規模以上の大規模な事業所に過去の取組などの配慮をしながら、削減義務を行うことこそ対策を行わないフリーライダー、企業が結果的に見逃されて、これまでも削減を進めてきた企業がさらなる削減を求められるような事態を招かない、真に公平な施策ではなかろうかと考えています。

最後の7ページでございます。第7の論点は「東京都全体の削減対策」でございます。幾つかの団体の皆さんから、東京の温室効果ガスの2割を排出する事業所にのみ削減を義務づけるのは非合理ではないか、限られた事業者だけにキャップをかけても、総量の削減は保証されないというご意見でございます。

都の考え方でございますが、これは東京都気候変動対策方針に書いてございますが、気候変動対策に単一の特効薬はないと考えております。大規模事業所対策とあわせて中小事業所、家庭、自動車対策の強化も当然必要でございます。今後進めてまいります。ただ、とりわけ大規模事業所におきましては効果も大きく、その排出量の大きさに応じた役割を果たすことが求められると考えてございます。

グラフでございますが、都内の業務・産業部門の温暖化ガスの総排出量2,660万トンの中で制度対象の事業所は約4割を占めております。一方、その数は約1,300事業所でございますので、都内の約70万事業所の0.2%ということでございまして、極めて数が少ないにもかかわらずこの範囲を埋めてしまうということで、一つは効果が大きいということがございますし、それだけ排出量が多いということでございますので、それに応じた削減をしていただく必要があると考えております。一方で中小事業所、家庭、自動車等でございますが、これに関しましても制度の強化が必要なことは当然であります。中小事業所対策としては、既に「環境CBO」の発行という新しい施策を開始しました。これ以外にもこれまで行ってまいりました省エネ相談でございますとか、業種別削減対策の強化などきめ細かい施策を展開するとともに、新たな枠組みの構築についても検討をしてまいりたいと思っています。

幾つかの団体からいただきましたけれども、大規模事業所との排出量取引だけが、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもございませぬ。こうした家庭部門、自動車部門につきましても「東京都気候変動対策方針」で示しました中身を順次具体化をしまして、年内に策定されます「10年後の東京実行プログラム」あるいは年度内に改定される「東京都

環境基本計画」の中で明らかにしていく予定でございます。

以上、7点についてご説明申し上げました。

○司会（花木教授） ありがとうございます。さて、それでは、これから意見交換に入りますが、幾つかルールを。1つはお一人が一度にご発言いただくのは3分ぐらい、大勢おられますのでそれが1つ。それからもう1つは、今ご説明いただいた中に全部のコメントが網羅されているわけではない、例えば建築物の評価制度は入っていないんですね、そういう意味で関連する部分についてはこれから今の資料10に基づいて議論をしますが、その中でご発言いただき、あるいは建築物については中でも結構です、最後にここに入っていない部分ということでご発言をいただいても結構でございます。

そして今7つのポイントというのがございまして、これを順不同でやるとなかなか議論も収束しにくいだろうと私なりに思いまして、まず、最初にこの資料10の1番、2番当たり、これは削減が技術的にできるのだろうか、それは自主的な取組だとできるかできないかとか、いろんな論点があると思うのですけれども、この1番、2番当たりをご議論いただきたいと思っています。ステークホルダーで既に意見を出されている方ももちろんご発言をいただいても結構ですし、それから意見を出しておられない方ももちろん歓迎ということでございます。特にどなたからというふうに定めておりませんが、いかがでしょうか……はい、東京電力さん。

○影山（東京電力） ありがとうございます。1番のところは私の方から出した意見でございますので、1番を中心にお話させていただきたいと思っております。いろいろと本当によく考えられていて、今の長野部長のご説明も確かに自主的な取組も限界があるのかなという、そういう思いもしますし、いろいろ考えさせられるところもございます。ただ、意見にも申し上げさせていただきましたけれども、このCO₂問題というのはエネルギー問題でして経営問題に直結する問題でございます。ですから我々企業が自分の経営をかけて削減に取り組むという、そういう問題であると思っております。ということになりますと、日本の技術を支えるという我々がCO₂削減をやらなければいけないということよりは、我々に自由度を持たせていただいて自主的に創意工夫を活かして削減をするといった方が、いろんな意味でのCO₂削減ができますし、それから場合によっては大幅なCO₂削減も可能になると思っております。

この1番でございますけれども、技術的な裏づけがないといってもこれだけの進歩をしているんじゃないかということで、我々は経営では新しいビルを建てたりするとき、やはりそのときの最新の技術を導入するということはエネルギーコストの削減ということも含めて、

これは実際にやることです。ですから新しく建てるときにはできるだけこういった技術を入れるだろうということはやると思います。ここで申し上げているのはその取替とかそういうものが今大きなコストをかけなければ取替ができないと、あるいは場合によっては非常に取替が難しいというのものもあるかもしれません。そういうようなものであると非常に大きなコストがかかってしまう、そういったものを我々は技術がないのではないかとことを言っているわけですし、そういうような非常に大きなコストがかかるというようなものについては、技術があるということだけではないのではないかと。

そしてこの1番の一番下のグラフ、これはまさに取替の時期を迎えているというふうにおっしゃっておりますが、この取替もやはり経営判断です。そのときの経営状況を考えて取替の判断を我々はしていきます。これが義務づけをされたことによって取替をしてしまったら、我々に対するメリットというのは余りなくて、それよりも我々が自主的にこういう取組みをしてそれでもってこれだけ下げましたと言わせていただく方が、より取替が早くなるのではないかと思います。そういうふうな我々の自主的なメリット、自分でやるというメリット、それが商品のCO₂削減に結びついて、また商品が売れるということになればこれはますます我々やる気が出てきますので、そういったような我々の自主的取組を推進させるというのが、東京都さんにぜひお願いしたいところでございます。

そういうことで東京都さんが一生懸命いい企業をほめる、あるいは表彰制度とかいろんなことがあると思いますけれども、そういうことをしていただいてそれで我々も活力をみなぎらせてCO₂削減に取り組むと、こういった東京をぜひつくっていただきたい、そういうふうに思います。以上でございます。

○司会（花木教授） ありがとうございます。今のことに関連してあるいは別の意見等……はい、どうぞ。

○飯田（環境エネルギー政策研究所） まず、第1点目は全般に何というか「ために」するような議論が多い中で東京都は非常に丹念にきちんと答えているということを非常に高く評価したいと思います。その上で今のまず1点目ですけれども、技術的な裏づけの話ですが、まず理論的に、これはハーバード大学のマイケル・ポーターという教授が制約条件のイノベーション、つまり制約条件の多い規制環境の方が技術のイノベーションが起きているということを、彼は世界各国を比較して歴史的に実証しているわけですね。日本でもまさに省エネ、自動車の日本版マスキー法が日本の自動車の競争力をつくったという日本自身のみならず実例を持っているわけです。

今の東電の影山さんのお話ですが、自由度がないというお話ですが、自由度は幾らでもあると、義務は一律に公平にかけた上でとるべき手段というのは幾らでもありますので、まさに自由度はある。で、あと各論というか具体例をご紹介しますと、最近ある外資系企業の首都圏に立地をしたところのアドバイザーをしていると、まず日本の事情がわからないので日本のゼネコンに任せて店舗をつくった。そこはヨーロッパよりかなりゆるいアジア企業を設けているのですが、実際につくったという中国でもタイでもそのアジア企業は満足できたのに、日本だけはそれより3倍ぐらい悪いのができてしまったと、これ新しいビルですよ。で、次に第2店舗目でも倍ぐらいの悪いのができた、もう日本のゼネコンは信じないというようなコメントを最近……まさに制約条件がないぐらいにぺらぺらの壁ができて1枚のガラスドアでこんなのはちょっとヨーロッパでは考えられないというような実例がありました。

それからもう1つの事例としてはある大手のショッピングセンター、こちらも店舗を次々に改装している、先ほどエネルギーは経営問題だというお話があったのですが、店舗改装のときに何が優先されるかという当然売上ですね、実際に中を見て歩くともうまさにこの分布のとおりかなり古いコンプレッサーがポンコツのように動いていて、明らかに変えれば省エネメリットがあるにもかかわらず投資は売上優先、要は古い設備はそのままにあるいは古い店舗もそのままに、とにかく売上優先になってしまう。その投資のやはりプライオリティを変えるという意味がまさにこの全体としての公平な議論を設けるということによって、その経営問題によりやく入ってくるのではないかというふうに思いますので、この東京都のご説明をサポートする意味で発言させていただきます。

○司会（花木教授） ありがとうございます。2番も含めていかがですか……はい、東京ビルディング協会さん。

○岡本（東京ビルディング協会） 東京都さんの私どもの意見に対するご回答、丁寧に書いていただいておりますが、はっきり申し上げて官僚的なご答弁ではないかという感じがいたします。要はテクニカルな問題とか技術的に細部にわたる問題とかいうことをきっちりやっぱり踏まえていただかないと、場合によっては罰則までかけて担保措置を講じるぞというような非常に法的に厳格な措置をする場合には、やはりそこは抽象論とか総論ではなくて各論の細かいところまで突き詰めていただく必要があるのではないかなというふうに、まず基本的に思います。

そういうことを最初に申し上げまして、資料8の7ページをまずごらん願いたいと思いますが、これは東京都に提出されております、ホームページで公表されている地球温暖化対策

計画書から抽出して私どもの協会で作成したものでございます。CO₂の排出の原単位の比較ということでざっとながめていただきますと、官公庁、マスコミ、銀行、百貨店等々がございますけれども、官公庁でいいますと総理官邸が 130.8Kg/m²・年ということで官公庁の中でも際立って高い排出原単位になっているということがございます。それから衆議院の法は 57.2 Kg/m²・年ということで最も低いわけですが、これは国会が約半年間閉会期間というのがありますから、これは要するに私どもビルの関係でいうと稼働率の問題、稼働時間の問題だということとの関連だと思えます。都庁さんもかなり低い値なのですが、これもやはり都議会の本会議場とか、例えばこの会場ですとかいうところがどれくらい実際に稼働しているのかということと大きな関係があります。

次にマスコミの方をごらんいただきますと、マスコミの各社は大変大きな排出原単位になっておりまして、新聞社の場合で 163~196 ぐらい、テレビの場合で 262 とか 272、これは新聞社というのはまさに 24 時間企業の典型だと、それからテレビ会社についてはそれに加えてスタジオ照明の問題とかあるいは最近でいえば高度な映像・編集をされているというふうなこと等が影響しているものだと思います。ただ、一般的に全体を比較しますとマスコミ関係がかなり高い排出原単位になっているということはよく理解しておく必要があると思えます。

そういう中で、私どもの主としてかかわっておりますテナントビルに関して申し上げますと、今回の案では所有者に対してCO₂の削減、総量削減を課するというを基本にご検討されているわけですが、意見で申し上げましたようにテナントがどういう構成になっているかということで、実はこの表から推測されますように、かなり大きく変わるわけでございます。例えば一般的なオフィスビルについて都の平均でとりますと、私ども協会の会員のビルで平米当たり 107 ぐらいですが、仮に一つのビルの 3分の1 にテレビ会社がテナントで入ることになりますと、107 が一気に 178 になってしまうんですね。そのようにテナントの構成が変わったことによって、例えば義務づけられて 5年後とか 10 年後にその間にテナントの入れ換えがあつて総量削減義務が履行できなかつたと、それに対して所有者が罰則とか、しっかりした措置をやっていないということで例えば勧告をされるとか、それはやはりかなり行き過ぎなのではないかと思うんですね。

そういう意味で、テナントの構成の問題とか諸々のオフィスビルに関してのCO₂の排出の要因になっている変動要因、それはきちんと補正するシステムをつくらないとそういった義務というのはなかなか難しいと思えますし、それから先ほど温度管理の問題についてふ

れられましたけれども、これもビル事業者はかなりしっかりやっております。やっているのですけれども、ただテナントから相当なクレームがくることもまた事実でございます。そういうことで私としては事業所単位で規制誘導をするということもあっていいのかもしれませんが、基本的には事業者単位、要するに全国トータルすると、あるいは、東京都だけでトータルすると一定以上のエネルギーを使用している、そういう企業に対して一定の規制ルールの枠組みをしていくというようなことを基本にさせていただかないと、ビルオーナーとテナントとの協力関係、協働というような美しい物語だけではなかなか現実としては難しいということがございます。3分を若干超過しましたので、この辺で終わります。

○司会（花木教授）ありがとうございます。

○大野都市地球環境部長 私、テクニカルな問題とかは重要でないという意味で申し上げたのではなくてなかなか難しい問題ですので、きょうこの場で全員の議論とするテーマとしては必ずしもふさわしくないということになりますので、ご理解いただければと存じます。

それからお話に出ましたテナントの問題というのは確かに非常に重要な問題でございます。現行制度の中ではテナントビルでどうやってその効果を得るかというのは非常に大きな問題だと認識しております。先ほどの冒頭の説明の中でも少しつけ加えたのですが、現行制度でも一応協力の義務はあるのですけれども、確かに削減義務を前提に指している中で基本は所有者によるのですが、テナントビルの場合に果たして協力の義務だけでいいのかという点はあるかと思っておりますので、この点は非常に重要な点であると認識しております。いろいろご意見もうかがいながら本当にテナントビルで、東京でどうやってCO₂を削減していくかと、これは検討してまいりたいと思っております。

○岡本（東京ビルディング協会） あと、一点だけ、せっかくデータを出していますので簡単にご紹介だけさせていただきたいのですけれども、同じく資料8の8ページでございます。

大規模な新築建築物について省エネ性能のレベルアップというのがなかなか十分に進んでいないのではないかというふうな問題認識をお持ちのようですから。私どもの方では最近竣工した大規模なビル、ちょっと固有名詞は伏せますけれどもおおむね都心部にあるビルで、都心部中の都心にあるビルとさせていただいて結構です。これから東京都さんをご採用になろうとしている「省エネ東京仕様2007」、これで都の方でお決めになっているものと比べて、大体ここ5年以内に竣工したものはどういうレベルかということで見ますと、ほとんど「省エネ東京仕様2007」にほぼ該当するというレベルにまできているということでございます。ですからトップランナーレベルのところモデル的なことも示していった業界全

体を引っぱっていくと、そういう努力によって相当程度打開できるということが一点。

それからもう一点だけ申し上げれば、そういう省エネ化努力ということはかなり一生懸命やったとして、これらのビルについてはかなり生産性の高い企業、特に外資系等含めて入りますし、それから商業関係等を含めたビルの複合用途化が進みますので、そういったことからこれほどのレベルの措置をやったとしてもCO₂原単位でみると100を切れるかどうかというところがせいっぱいと、もちろんやらないことに比べれば省エネ性能というのは東京都が示されているように30%以上効果が出ていると思いますけれども、原単位で見ればそれなりのレベルにはなってしまうという状況になると思います。したがって、省エネ化の徹底ということが個別のビル単位で見たときに、必ずしもCO₂の削減量というものとパラレルに連動しない、それはいろんな要因がかかわってしまうということを、ぜひ前提においてこれからのご検討をしていただきたいと思います。

○司会（花木教授） 太陽光発電所ネットワークさん。

○都筑（太陽光発電所ネットワーク） 言われている話がどうしても現行をベースにしてお話なさっていると思うのですが、やはり目標というのがつくられてそれでキャップをかけるなり制約的にとられるかもしれないのですが、目標があって初めていろんなこういうCO₂削減というのでできる話になる。それぞれステークホルダーの皆さんがやろうよという話があれば、それは制約を避けるような形で制約を乗り越えようというベシティブが働く。例えば電車に乗っていて、ネクタイをしめている人間がたくさん乗るときには暑いから冷房をかけろよと、こういう話になるわけです。でもクールビズというそういう目標を立てれば、それだったらネクタイをとってしまおうよという話にもなりますし、テナントさんにちゃんとわかっていただいて、電車に乗っているんですよという話をさせていただくような運用の仕方という話がやっぱりあっていいのではないかなということも、同時にこういう政策の中に入れていくのは大切な話だと思います。

○司会（花木教授） ありがとうございます。ESCO推進協議会さん。

○村越（ESCO推進協議会） 私、こういう席で右とか左とかと言うわけではありませんが、ちょうど真ん中に座っておりまして右でも左でもない立場でまだ、ご指摘のない点についてお願いしたいことがあります。

1つは、ここでは金融の問題が議論されておられません。省エネ投資が合理的に、しかも速やかに進む条件は、安定的な経済成長というものを抜きにしては考えられないというふうに思っています。それは省エネ投資は経済活動でありますから、投資をする人がちゃんとした

メリットを感じる環境が重要です。経済が疲弊したり、あるいは活動が減退するというような状況では、省エネ投資もやはり減衰していくというふうに考えます。中国のように急激に発展する場合はそうではないのですが、幸にして日本のような安定的な経済成長を続けているところでは、世界一省エネ投資が進むというのがこれは現実でございます。したがって省エネを推進させるためには、経済の安定的な成長をどう確保するかということは現実問題として非常に大切だということがまず1つです。

その上でE S C O事業が今一番かかえている問題というのは、例えば中小企業にはE S C Oは入らない。これはなぜかという省エネポテンシャルがあって、企業の方もこういう事業に技術を入れれば儲かるということがわかっていながら、だれもお金を貸してくれないというところがございます。したがって金融は、与信が低いところにはお金が回らないという非常に厳しい経済原則でございますけれども、例えば総量で義務化というのは先ほど何か例が出ておりましたような新築の市場ではなくて、既築の市場にも常に入ってくるわけですから、そこでの活動が重要になったときに与信が低い事業者がいて、例えばそこに総量規制がかかり、省エネ投資をしないとクリアができない場合、技術はあるが、金融機関からお金がかかりられず、省エネ投資ができない結果、罰則が待っているというのは問題であろうと思います。ぜひ金融の手当てをどうするのかということをしつかりと考えていただきたい。

そこで出てくる一つの回答が排出権取引というのがございましたけれども、ここにも一つ注文がございます。今の排出権取引の価格は1,000円とか2,000円ですね、これは私が計算すると日本で業務用ビルで排出削減をしようとする多分2万円から5万円かかります。つまり10倍とか20倍安い価格でしかないんです、これはなぜかというのはよくわかりません。ただ、私が感じるのは、今東京都さんは規模の大きいところに規制をかけようとしておられる。これはCDMですと先進国には規制がかかっているけれども、京都議定書から離脱したところには規制がかかっていないという、規制がかかっているところとかかかっていないところで、かかっていないところから買って来て、かかっているところでCO₂排出減をとるという不完全なものになっているからだと思います。つまり規制のかかかっていないところは、売ったあとの責任は発生しないつまり削減の義務化というのはないわけですから不安定なわけです。不安定なところに高い価格がつくわけがないということ、私は感じております。もし排出削減取引を合理的な市場に育てるのであれば、ある一部の削減義務を課すというのは不都合であると思っています。やはり義務化をするのであれば全てを義務化しなければ排出権取引の合理的な市場は難しいだろうと、思っています。

それからもう1つ、東京都さんが今回の政策は経済合理性にもちゃんと目配りをしていますというご発言がございました。それであればうかがいたいのは大企業だけに削減義務を果たすということではなくて、経済合理性があるのであればなぜ全体に削減義務を果たすということが言えないのかということをご質問したいと思います。つまり3点、金融の整備というものをきちっと考えていただきたい。それから排出権取引がしっかりとした1,000円、2,000円という価格ではなくて合理的な価格にするための具体的な施策というものを出示していただきたい。それからもう1つ、経済合理性があるというのであれば、なぜ一定のところだけに義務を課すのか、の疑問に対してお答えをいただきたい。この3点でございます。

○棚田副参事 では、3点のご意見に対しまして、私どもの考え方というものを申し上げさせていただきます。ご案内かもしれませんが、現行制度におきましても環境金融という一定の評価をいただきました融資がございます。また、先ほど話にもございましたように環境CBOというのも新しく制度もつくっているところでございます。

○村越（ESCO推進協議会） その辺の規模ですとか、つまり規制がかかるものに対してどのくらいの反応が必要になって云々というそういう具体的な話の構築を一緒にしていただきたいということですね、つまりそういうものがあることは存じ上げていますけれども。

○大野都市地球環境部長 今ご紹介しましたように東京都の環境CBOとかも発行しておりますので、今後削減の中身でございますとかそういうものが決まっていりませんと——当然ご指摘の金融ファイナンスも非常に大事でございます、これについては検討してまいります。

○棚田副参事 続きまして、排出量価格の合理的な話がございますけれども、これは合理的なものになるようにご意見たまわりながら、引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○山本環境配慮事業課長 今の排出権取引価格の関係で1,000円から2,000円、実際に実質かんがみますと今お話あったようにその10倍になるケースもあるというお話で、その辺の合理性が担保できるのかというお話だったと思います。それについては我々これからもっと検討していかなければいけない部分もあるかというふうに思っておりますが、基本的には非常に安い東京の域外からの取引を基本にしていくというよりも、域内での削減、特に自分のサイトでの削減を基本としてやっていく形の制度を考えております。ですから、まず義務を負っております対象事業所が削減をして、まずその対象事業所さんの取引というのが、まずあろうかなというふうに思っています。そうしますと、数万円のところでの取引というの

が合理的な範囲になってくると思いますので、そういったところがうまく形成されるような形での取引を、今ご指摘をいただいております範囲で考えていきたいというふうに思っております。

それからあと、そういう経済合理性のある制度であれば、全体に削減義務をかけていってはどうかというご提案でございましたが、確におっしゃるとおりCO₂のコストというものをしっかりと意識していただいて経済活動をしていくということが重要だという基本的な考え方でございますので、そういう形をとっていくことが望ましいのかなというふうには思っておりますが、現実的に今スタートをしていく段階で対象事業所以外の中小の事業所につきまして削減義務を課して、みずから削減をすることを基本としながらあるいは取引をしていくという形にもっていくのが今の段階ですぐできるかどうかという、これはかなり難しいと思っておりますが、段階的にそういうような形になっていくこともあろうかなと思っておりますが、当面はご説明させていただきました大規模の事業所に対して削減義務と削減量の取引という形の制度を中心に回していこうというふうに考えております。

○司会（花木教授） 今後いろいろと検討ということだと思いますね。

○小原副参事 すみません、一点加えさせていただいてよろしいですか。

経済合理性がある取組であるならばそれを義務づけていけばいいのではないかというご指摘があったところでございますが、これは行政の方からあえて申し上げさせていただきますと、義務づけをやって規制を行うというのには制度運営コストがかかります。実際にその義務づけが履行できているのかどうかをしっかりと確認し、できなかった場合には罰則を加えるなり何なりといった取締りのコストが発生します。そうしますと、CO₂削減をするために経済合理的な取組というものをどういう形でより広くやっていっていただくのかと考えたときに、規制の対象というのは最小限にしながらも、でもちゃんと大きいところではつかまえられる対象で行政コストをかけても効果を出していただくというのが制度設計、これは行政の制度設計として合理的な発想になります。したがって、ちょっとそこところは民間の方々の発想とは違うところなのかもしれませんが、全体として社会のコストを最小限にしながら、結果を出していく制度設計の一つの手法であるというようにお考えいただければいいかと思っております。

○司会（花木教授） 世界自然保護基金ジャパンさん。

○鮎川（世界自然保護基金ジャパン） 今のご意見に付随してなのですが、EU-ETSを初め、排出量取引自体はやはり大規模事業者からまずやっています。世界を見てもそ

ういう状況ですし、それはやはり今言われたようにトランザクションコストというか、それにかかる行政コストがかかるのと、あとモニタリングしなければならない数が余りにふえ過ぎてしまうということがあることがまず1点と、やはり大規模に排出しているところにキャップを向けてやるということによって、大幅な削減を導き出すことができるという点があると思います。最後の7ページのところに書いてあるようにキャップ&トレードが唯一の特効薬ではないと言っているように、ほかの部門にはさまざまにいろいろなポリシーミックスで、いろいろな方法でカバーしていくというような形であるべきだと思いますし、それを東京都さんは考えていらっしゃると思います。

先の話に戻りますけれども、自主的行動か、こういった規制かという話なのですけれども、先日、WWF ジャパンが主催して国際シンポジウム、排出量取引のシンポジウムをやったのですけれども、EUコミッションから来た方は、今ごろまだ自主的か規制かを議論しているのか、ディジャヴーだというふうに言っていて、もう今はそんな話をしている段階ではない、本当に温暖化はせっぱ詰まっていて2050年までに大幅削減50~85%ぐらいまで削減すれば2度が守れるという少ない可能性しか残っていないで、そのためにはあと5年、10年にどのくらい削減できるかというところがかけてられているので、そういう社会をつくっていくために、この排出量取引というのは一つの有効の政策ツールだと思います。やはり総量削減でいかななくてはならないし、それでないと大気中の濃度は下がらないです。

ここでちょっと申し上げたいのですけれども、福田総理も先日、国会の質疑の中で総量削減を日本も掲げると言われました。新聞では報道がよくされなかったのですけれども、確かに総量削減という言葉を行いましたし、日本としての総量削減目標を鴨下環境大臣が年内にも掲げたいというふうに言ったことをここで確認させていただきたいと思います。

また、先ほどのシンポジウムの話に戻りますけれども、EUはもう既にカリフォルニアとかアメリカの東部10州、それからオーストラリア、ニュージーランドとリンクする方向性で動いていると言っているのです、本当にアメリカでも政権が変わればいずれアメリカでもできるし、こういった制度がグローバルになっていくということの流れは止められないというふうに思っていますので、ぜひ東京都には日本のカリフォルニアになってほしいと思っています。

○司会（花木教授） では、飯田さん、2回目ですからちょっと短めに。

○飯田（環境エネルギー政策研究所） 手短にしたいと思います。先ほどのE S C Oの方の質問そのものに根本的な疑問があるのですけれども、まず経済成長、マクロの経済成長とミ

クロの将来投資というのは基本的に関係ないと思うのです。これは原理的にも関係ないと思いますし、ましてや最近原油は 90 ドル、80 円まで上がっているようなところでは縮小経済ですら省エネ投資をしなければいけないというふうになっている。

それともう 1 つ、3 万円と 5 万円という価格が出たと思うのですが、これはご専門家なのご存じだと思うし、我々自身も省エネやっているのでもわかりますが、いわゆる費用供給曲線というのがありますので、E S C O 事業者さんは入れないかもしれませんが、自己投資でいえば利益が出てくる、それこそプラスのところからもちろんマイナスの 3 万、5 万もあるかもしれませんが、そのスペクトルがいろいろあるわけで、なおかつエネルギー回収メリットがあるので、すべて C O₂ で回収をするわけではないのでそれは当然そこに底上げして進むと、もちろん金融の問題は別途ありますが、ということで……ちょっと質問の論点がはずれているのではないかというふうに思いまして。

逆に石油連盟の方と経団連に質問をしたいと思っているのですけれども、経済活動を制約する総量削減が反対だというコメントがあるのですが、制約条件のない経済活動というのがそもそもありうるのかということ、どう考えておられるのかということをおうかがいしたいと思います。

○司会（花木教授） では、E S C O 推進協議会さん。

○村越（E S C O 推進協議会） すみません、論点がずれているというご指摘でしたので。今例えば E S C O 事業で現実に省エネを盛んにやるところは、やはり経済的にもある程度メリットが出ている企業が行うというのが現実的でございます。

先ほども申し上げましたようにお金がどうやって経済の中で回って行って、それをどういうふうに分配していくかということ考えたときに、しかもそれにお金を貸す人もいますから、貸す人にとってどれだけのメリットがあって、どれだけのリスクがあるかということを考えていくと、全体の経済みたいなものも非常に重要になってきます。ですから、それは個々の事業者の経済活動が直接反映するわけですがけれども、そういう中でその平均値が全体のマクロの経済成長になるわけですから、そこは関連が強いという意味で、それで全体的な経済活動というのはやはり重視した方がいいですねということです。

それからいろんな技術あるいは管理によってコストが変わるということはよくわかります。私の申し上げた 2 万円から 5 万円というこの計算結果は、経済的に合理性があるというような範囲の中で計算をしたものでございますので、経済合理性がない範囲まで入れて計算をしたわけではございません。それも 3 年で回収できる、5 年で回収できる、7 年で回収ができ

ると、つまり契約期間が3年、5年、7年というふうに変った場合には当然選択する技術が変わるわけですが、その場合においてもCO₂の削減の単価そのものはそう大きく変わらなかったという、これは私の計算結果です。したがって平均2万円から5万円、平均というかその間にばらつくということを申し上げたわけです。

○司会（花木教授） 実は1番、2番と色々な意見が出てきましたので……はい、経団連さん。

○長谷川（日本経済団体連合会） 今回、東京都がリーダーシップをとって追加的な温暖化対策の検討に着手したことに敬意を表したいと思っています。産業界としても最大限協力いたしたいと思っています。

まず、先ほどご質問をいただきました「制約条件のない経済活動があるのか」という点については、それはございません。例えば刑法や独禁法に違反するような経済活動は行ってはいけないのは当然であり、様々な制約の中で経済活動は行われております。ただ、どのような制約を設けるかは、まさに社会的なコンセンサスに基づいて決めていくものであると考えております。企業は社会的な制約の中で、利益を上げて納税を行い、雇用を確保し、配当も行わねばなりません。そのような社会的機能を果たしている企業に対して、さらに新たな制約を加えるべきかどうかは、まさにこのような場で十分議論してコンセンサスをもって決めていくべきことであろうと理解しております。

次に、東京都さんに質問があります。1つは排出量取引制度の前提となる削減義務の水準について、資料2で、二つの視点から検討するとなっていると思います。1つは削減余地、もう1つは2020年までに2000年比で25%削減するという目標の達成です。この2020年までに25%削減するという目標にどのような技術的裏づけがあるのか教えていただければと思います。さらに、技術的裏づけがある場合に、先ほど東電の方もおっしゃいましたが、どれくらいのコストが必要と試算しておられるのかも教えていただければと思います。

○司会（花木教授） 今の長期というのはこの4番の論点に関連するのですか、4番の「削減義務と長期的対策」という……。

○長谷川（日本経済団体連合会） 4番でも結構ですが、技術的裏づけという意味では1番であろうかと思えます。

○山本環境配慮事業課長 25%削減に関する技術的な裏づけというご質問かと思えますけれども、この25%というものにつきましては、部長の方で説明いたしました10年後の東京の中で打ち出したものでございまして、これは2050年、今世紀の半ばまでにCO₂を半減し

ていかなければいけない、東京においてもそういった取組を取り組んでいかなければいけないということを東京都として知事が議会の方でも申し上げさせていただいておりますが、そういった世界的にも日本においても言われておりますので、そういったことに向けての取組のまず途中段階として 2020 年に 25%の削減を東京で目指していこうということで掲げた目標値でございます。

これについて技術的な裏づけということですが、技術的な裏づけが重要になってくるというのは各事業所の、今回対象事業所になりますところに削減をお願いする削減水準がどういうものになっていくかということについては、確かに技術的な水準、現在の普及しているあるいは経済的に実施できる省エネ対策でどれくらいの削減ができるかということを考えていくときには、やはり当然技術的な削減余地の裏づけがないとその後を決めていくということにはできないかなというふうに思っております。そういう意味で技術的な裏づけの必要性というか重要性はそのところで必要だと思っておりますので、削減水準を決めていくときの考え方として基本的なところの考えのところの説明いたしました。まず、その削減余地について考えていく、それは技術的な裏づけをもって考えていく。さらにトップダウン的には 25%削減という目標値からどういったことが必要になってくるかという両面から検討して、削減水準を決めていこうという考え方でその技術的な裏づけを使っていくというふうに考えております。

○長谷川（日本経済団体連合会） 例えば日本政府が発信した 2050 年に半減という地球規模での長期目標については、2050 年に至る過程で革新的技術の導入が必要という前提が付されています。確かにトップダウンの目標設定ではあるのですが、前提条件がついているんです。今回の東京都の方針の中で掲げられている目標も、同様にトップダウン型の設定と理解しておりますが、2020 年に 25%減という点については技術的裏づけはないと理解してよろしいのでしょうか。

○大野都市地球環境部長 そういうことを申し上げているのではなくて、2020 年の 25%というのは東京が世界に向かってどういう役割を果たしていくかという認識から出ていると思うのです。ですからそれは先ほど申しましたように世界のほかの大都市、東京と並ぶような大都市と比べても決して高過ぎるということはないと、むしろ低いというふうにご批判をいただいているものでございます。ただ、それは全体の目標でございますので、それを具体的に落としていくときにはそれだけで説明するのはそれはいくらなんでも無理があると思っております。したがって、それについてはそれをサポートする技術的裏づけがどの程度あるか

ということも検討が必要だと思っていまして、きょうは一つの例としてこれについてご提示を先ほど申しました。当然ほかのことについても検討していったら、その両方からどうしてアプローチをしていくかということです。

もちろん、ここで注意しなければならないのは削減余地の説明だけでは、なかなかとても25%削減にいかないだろうということもあるかもしれません。そしたらそれでやめちゃうのかと、これは違うと思っていまして、そこは両方から引っぱっていったら技術的に全くかわらないものについてはこれはやぶさかではございませんが、かなり大変だと、かなり無理があると、しかし頑張れば不可能ではないという水準であれば、これは提起をしていくということもあると思います、それは具体的中身であると。きょうは基本的な考え方を示しているわけですから、今の段階で全部詰めるという場ではないと思っていまして、そういう考え方で今後いろいろと議論を踏まえたいと思っていまして。

○長谷川(日本経済団体連合会) もう1点だけ、基本的考え方のところなんですけれども、私も東京都民で誇りある都市に住みたいと思っております。こうした観点から、ここに記載されている数値は世界の大都市と比べた状況を表そうとされていると思いますが、絶対量の比較ではなく、例えばエネルギー効率の比較をすることのほうが実態を表すと考えられます。エネルギー効率が世界で最高水準にあるということでも、十分誇りをもって住める都市に東京はなりうると思うのです。そのような観点から、基本的考え方のところについてご検討いただければと思います。

○司会(花木教授) 西岡先生はその辺お詳しいので、世界の状況も含めて。

○西岡国立環境研究所参与 まず絶対総量削減の話なのです。科学の立場から申し上げますと、言うまでもなく大幅削減が必要である。それから大切なことは本当に総量を、要するに量として減らしてくださいということなんです。先ほど経団連の方が制約条件とそれをとるかどうかというのはみんなここで話し合っただけじゃいいじゃないかというお話だったので、これにつきましては科学の分野あるいは政治の分野、国際的な政治の分野でもある程度もうそういう全体を減らそうよという合意が多分得られているのではないかと思っています。

この東京都の考え方の中で一番最初のところが非常に大切だと思います。その基本的な考え方の最初に総量削減を持ってきたというのは非常に重要な話です。今例えばAPECでも地域あたりのエネルギー量をいろんな形で決めようとしてますけれども、私はそういう決め方でもいい。トータルではちゃんと総量削減になっていければいいのであって、それがプレ

ッジアンドレビューでも自主行動計画でも何でもいい。結局それが今東京都ではできなかったというお話を聞きました。皆さんに計画をつくってもらったけれども、みんなBとかCとかで、Aにするのが大変だったという話がありましたね。やっぱりそれではだめだから、それではキャップをかぶせてやりましょうという話になってきた。今のお話でほかの指標があってもいいというお話だったのですけれども、それは途上国みたいなどころではあってもまだいいかもしれませんけれども、先進国としては当然これから総量削減でいきますので、早めにそれを先取りしておく必要があるかと思えます。

それから2つ目ですけれども、ずっと議論をお聞きしていると、いろんな場合があるものですから、個別に見ていくとうちでは削減しにくいという話が先ほどテナントさんの話でもありました。では、この人たちを優遇するにはどうすればいいか。きちんと調べてそれに応じた削減を決めるのにはどうしたらいいか。そうすると、それが1万、2万件以上、いっぱいあるわけですから、行政コストが非常にかかる。私も東京都民ですから、安くやってもらえるとよい。取り組みの2番目にある優れた事業者が評価される、あるいはエネルギーを使ってでも付加価値が出るところはそれでもいいし、もっと減らしてでも付加価値がつくところはそれで努力する、その間でもって公平にやっていくという話が、この2でもって決まっている。このやり方が一番コストが安くて効果がある。それを裏打ちすることもきちんとこれからやっていただけるということですから、ともかくいろんな個別な話はあるかもしれませんが、常にこの制度設計の基本的な考え方に戻って、ぜひお考えいただきたい。

○司会（花木教授） ありがとうございます。いかがでしょうか。

では、気候ネットワークさん。

○平田（気候ネットワーク） ありがとうございます。この10年京都議定書を何とか達成しようということで取り組んできたと思うのですが、この間、企業、事業者の方々に具体的に「規制」、あるいは「義務」という形では取組が行われてこなかったわけです。これは基本的に自主的な取組で進められてきたことになりますけれども、この10年の経過を見まして、やはり自主的取組の限界が明らかになったのではないかと今思っております。

私どもは主に全国ベースで国の取組を中心に見てきましたけれども、企業の取組は経団連の自主行動計画を中心に進められてきております。私たちが評価する限り、これは原単位の目標であったり総量の目標であったりそれぞれですし、指標も例えば生産高あたりとかそれぞれの業界によって独自に設定しておりますし、データの公開も決して十分ではないので、現在さらに目標を深掘する所が出ておりますけれども、それは逆に企業間の公平性というか

不公平を加速しているのではないかという気もしております。結果的にこの取組を進めると、経済産業省が頭を下げてうんと言ってくれるところだけを進める形にしかならないのではないかというふうに思っていますし、実際に目標を深掘したところもその目標を見ますと、現在の実績を下回るような目標であったりするところが多いようですので、やはり自主的な取組の限界をまたあらわにしているプロセスだなというふうに見ています。

また、省エネ法で工場の省エネの努力義務というのもありまして、毎年1%の省エネをするというのもあるわけですが、これはいい規定だと思うのですが、努力義務であるために守られているところが少ないということもあります。西岡先生がおっしゃいましたように総量削減が非常に重要でそれを確実に進めなくてはならないわけですし、東京都が示しました2020年、25%削減というの、東京都が非常に野心的だからつくったというわけではなくて、遅かれ早かれ日本全体でもそういったそのレベルの削減を示して向かっていくことは、もう不可避であるということを考えますと、とるべき手段にはそれほど選択肢はないのではないかというふうに思います。

つまり総量をきちんと削減をしていく、それを担保するためには、やはりたくさん出しているところはきちんと減らしてもらうような施策が不可避でありまして、今回の東京都のこの排出量取引制度の提案というのは削減をきちんと進めていくための、25%削減に向かっていくための数少ない選択肢の一つであり、もうここに向かうということを前提に議論するときにはきているのだと思います。事業者の方がいろいろ言いました自由度ですとか、それから今までの取組を評価してほしいというようなことは、その削減の義務を前提としながらその仕組みの中で十分反映できることでありまして、自主的取組か義務かという次元を超えてきちんと大幅に削減していくという明確な目標を共有した上で具体的な制度の議論をぜひしたいなというふうに思います。

また、東京都がこういった制度に踏み込まれたという一つの理由は、現在の計画書制度で事業者さんからの計画あるいはその対策についての情報をきちんととってそれを見ているところが根底としてあると思います。ですので、そういった情報をベースに、それも私たちが市民の目にさらされて開かれた情報の中で、企業の方々が社会的な責任を果たしていただきながら私たちにも見える公平な基準のもとで取り組んでいくというような、そういう方向になっていただきたいと思います。こういった問題意識の下で、企業の方がより効果的に、より大きな取組が図られるような仕組みづくりについて具体的制度設計をさらに議論したいと思っていますのでよろしくお願いします。

○司会（花木教授） 太陽光発電協会さん。

○杉本（太陽光発電協会） ありがとうございます、太陽光発電協会です。新しい制度や仕組みを導入するにはそれを支える多くの関係者の方との調整が重要だと思います。例えば再生可能エネルギーなどの普及をする場合に、それを導入するための新しい試みに挑戦するマインドだとか高い目標を持つということだと思います。例えばドイツの太陽光発電の成功例で見ますと、明確に目標を揚げ将来に対する制度設計がはっきりと見えるんですね、やはり制度自身が見えないとなると、実際にそれにかかわる人や、一般市民の皆様もなかなか先に対しても一つの行動がとれないということなのだと考えます。今回東京都さんが明確にその制度設計自体をこうあるべきということを打ち出されているということは、ある意味では企業にとっても企業の環境コストを広く社会システムとして都民の皆様にも理解していただく、いいチャンスになると思います。そういう意味では当太陽光発電協会といたしましても、様々な形で東京都さんの制度設計にはご協力をしたいと思います。ありがとうございます。

○司会（花木教授） ありがとうございます。いかがでしょうか……はい、環境・持続社会さん。

○足立（「環境・持続社会」研究センター） ありがとうございます。3点述べたいと思います。1点目は、こういったキャップ&トレードのような制度は不可避で、私は基本的に賛成、ということです。2点目に、キャップの設定の方法等を議論しないとどうしても空中議論になってしまうので、ぜひどういうキャップにするかという具体的な議論を早めていただきたい。3点目に、ご指摘もあったように大規模事業者以外の温暖化対策をいかに進めるかという部分もより詳細に示していかないと不公平感が残るので、キャップ&トレード以外の政策を示すことも急いでいただきたい。以上の3点をお願いしたい。

1点目、キャップ&トレードがどうしても不可避かということ、第一に、さきほど西岡さんがおっしゃったように、温室効果ガス半減社会実現に向け、日本の大規模削減は必須であり、温室効果ガス排出の「総量」の削減を確保する制度として、キャップ&トレード型排出量取引は有効です。第二に、イギリス等はCO₂の排出量取引市場をリードしようとしており、排出量取引市場でうまく立ち回ることで巨額な利益を得る企業も出てきており、欧米でそのような市場が出来つつある中、そういった市場に日本もどのように参加していくのかということも積極的に考えたほうが良いと思います。第三に、キャップ&トレードよりも自主行動計画のほうがよいとの主張がありますが、自主行動計画の約束を守るために鉄鋼連盟さんとか電事連さんはCDM関係で数百億、数千億という資金を投入するわけです。自主行動計画は、

そうした業界がでてくる一方で、甘い目標設定をしている業界や参加しない業界、フリーライダーを防ぐことができません。従って、自主行動計画の枠組みの公平性と効果には大いに疑問があり、公平・効果的なキャップを政府が設定し、排出量取引も認めるという仕組みの方が柔軟性もあり説得力があるのではと思います。

2点目、キャップの中身が重要であるという点ですが、EU-ETSのキャップより厳しい、世界でトップランナーの目標を自主行動計画で掲げていることを証明した企業・業界は、キャップを自主行動計画と同じにしてもよいかもしれません。そのような企業・業界にとっては、掲げた自主行動計画（＝キャップ）を守るときに、他の企業等との排出量取引も認められることは悪い話ではないと思います。

もし世界的に見て厳しい自主行動計画目標を掲げている企業・業界に対し、理不尽なほどさらに厳しいキャップを東京都が課してしまうことを恐れているのだとしたら、東京都がそんなことをされるはずはないと私は思います。東京都は、そのような恐れを抱かせないように、早くキャップの中身を提示すべきです。EU-ETSのキャップよりも緩い自主行動計画目標しか示していない企業・業界や、自主行動計画を示していない企業・業界、フリーライダーには、厳しいキャップが設定されても仕方ないでしょう。

うちはちゃんとやっているという自信をもっていえる企業・業界は、「経済界全体」にキャップをかけないでほしいなどとは言わないで、私たちは厳しい目標を設定し努力しているのだから、「私たちの業界・企業」には理不尽なほど厳しいキャップをかけないでほしいというべきです。産業界全体にキャップをかけないでください、というのは、甘い目標設定をしている業界・フリーライダーを許してしまうので、理屈にあいません。

キャップは、企業・業界の規模を制約してしまう側面がありますから、慎重な設定が求められます。まさに公平で効果的なキャップの設定が東京都に求められています。キャップを設定するかいなかという議論を超え、どのようなキャップ設定をするかという議論を早めなければなりません。

3点目ですが、大規模事業者以外に、家庭・個人も排出削減をより進めていかなければいけません。建築物等の効率設定も重要ですが、いくら効率がよい建築物ができて、電気つけっぱなしの人もいるわけです。キャップ&トレードは大規模排出者向けの政策です。個人も含むあらゆるCO2排出者の取り組みを促すために、東京都は、まさに、省エネ税に関しぜひ制度設計を急いでいただきたいと思います。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

○長谷川環境政策担当部長 ただいまのお話の中で中小企業あるいは家庭のお話ですけども、先ほど大野の方からもお話いたしましたとおり、まず単一の特効薬はないというのは、これは基本的な考え方でございますので、大規模事業所への削減義務と排出量取引だけではなくて、東京都のCO₂の削減対策はこれで完結するというのではなくて、他の分野でも対策の強化が必要だというのは基本的にそういうふうに思っております。そういう意味では中小企業対策として資金調達の際に排出削減を呼びかけるというようなことでありますとか、先ほど金融の話もございましたけれども基本的になかなか資金とあるいは技術と、ノウハウという意味で厳しいという環境にあることは事実ですので、そういったものをきちんととらえて省エネの相談でありますとか、あるいは業種別の削減対策をきちんと強化するようなきめ細かい手立てでありますとか、あるいはさらに中小企業全体の中で削減を一層進めるような新たな仕組みも、これも構築を進めてまいりたいと思っております。

また、家庭部門につきましても既に白熱球一掃というような一つの取組も行っておりますけれども、気候変動対策方針の中でも住宅、再エネ等々いろいろと示しております内容、これは順次具体化をいたしたいというふうに思っております。そういう意味で全体がどういふふうに見えていくのかというのが非常に気になる場所であると思っておりますけれども、私どもといたしましては年内に昨年策定した「10年後の東京実行プログラム」というものをつくってまいると、あるいは年度内に「東京都環境基本計画」の改定をするという予定でございますので、そういった機会を通じて東京のCO₂の排出量を速やかに減少に転じさせるという、その大企業、中小企業あるいは家庭、一般都民の方々、それぞれが役割と責任に応じてCO₂の削減を行っていくというような仕組みづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

○小原副参事 2020年までに25%を削減するという目標が今の対策で積み上がっているのか、積み上がっていないのか。今の対策で技術的な裏づけがあるのか、ないのかということが先ほどひとつ議論になりまして、ここの部分というのは皆様これからさらにいろいろ対策を構築していく上での重要なものでありますものですから、東京都としての考え方というのを明らかにさせていただきたいと思っております。

東京都は、前にもディーゼル車対策の中でも同じことをやったのですがけれども、現時点において対策が積み上がっていない、つまり対策を積み上げても到達できない高い目標を一定の期限を切ってそこで具体的にやっていくんだという目標を示すということをやります。それに制度として規制的な措置も含めて政策を制度として打ち出してまいります。それは何の

ためにやっているのかと申しますと、現時点で手に入らない技術が将来に向けて期限が切られた中で必要となるマーケットを具体的にその規制によって見せる。これは民間企業の方々には反則だと思われるかもしれませんが、それが行政の行政たるゆえんなのですが、「規制の中のマーケット」というもので、誘導されるマーケットが具体的に見えることによって、そこに参入する企業の競争というものが具体的に激化しまして、そこからイノベーションが生まれるという経験を前にディーゼル車対策のときにしております。

おかげさまで自動車工業界の各加盟会社さんあるいは石油連盟加盟の各会社さんが世界的に見ても最先端のプロダクトをそこで出してくださって、今日本の石油も日本の自動車も世界のトップレベルだというように私どもは見ております。その恩恵というのが大気汚染の解消という結果で出ております。気候変動対策の2020年というのは今から13年後でございます。13年というリードタイムがあって、そこで何をやるかということが明確に具体的に示されている状況を私どもはぜひつくりたい。そこが具体的な動因となって、ここに向けて企業の方々にはどんどんイノベティブな開発を進めていただきたい。そこで成功した会社さんが、このマーケットをどんどんとっていただきたい。

そういう経済の活性化をもたらす環境対策が東京都の環境対策であり、そこを具体的に示す要素が2020年、25%という目標値でございます。現時点でそれぞれの事業者さんに、どの程度の義務を課すかという話で申し上げれば、今までやってきた取組というのは当然配慮させていただいて、1件、1件の取組でのメリットになります。とはいうものの、そこで目標とするレベルというものがゆるいままでありましたら、2020年、25%というものを掲げた意味がございません。したがって、2020年、25%が今の時点で技術的裏づけを行って積み上がっていますかという問いかけに対しましては、そういう積み上げができる状況を私どもはあらゆる手段で講じていきたいという考えでございます。その中で積み上げてくださるのは、むしろここにおいでの方々の各事業者の方々がそれぞれの事業活動を通じてビジネスベースで結構ですので、イノベーションを起こしていただけるのではないかと考えてございます。

○司会（花木教授） ありがとうございます。東京ガスさんどうぞ。

○原（東京ガス） 大変厳しいお話でございまして、エネルギー事業者として先般も申し上げましたとおり、高効率機の導入等で極力環境に貢献できるような技術開発をしていきたいというふうに思っておりますが、7つの論点ペーパーをつくっていただきまして、ちょっとその5番の「他地域への経済活動拠点への移転」というところで、若干今のお話とも関連

があるので申し上げたいのですけれども、確かにこの事業所の立地にはコスト以外にさまざまな要因があるというところで、なるほどなというふうに思ったわけですが、これは確かにそうかもしれませんが、これは平成 15 年の調査でありまして、冒頭お話がありました欧米表彰の話にもありますとおり環境に対するものの見方というのは大幅に変わってきているというふうに思っておりますので、この案も今やれば相当違った結果が出るのではないかなというふうに思いました。

一方で、もう 1 つ、外へ出ていく懸念と、もう 1 つは東京へ機能が集中することを阻害してはいけないのではないかなというふうに逆の面で思います。というのも「東京を更に魅力的な都市へ」というふうにここに書いてありますけれども、ますます東京は集中高密度化あるいは機能集中していくというふうに思っておりますし、そうなりますと CO₂ の総量というのをやりますと見かけ上は総量は都で見れば増加するわけではありますが、機能が集中化すること、あるいは都市全体がコンパクト化することによって国全体では CO₂ が減るのではないかなというふうに思います。特に冒頭の資料にありまして、空調機器についても大型のターボ冷凍機、吸収式冷凍機というのは能力が大きくなればなるほど効率が高いという特性もございますし、こういったものを機能が集中した病院とか学校とかあるいは商業施設、ホテル、こういうものがエネルギー付加の違ういろんな建物が集中したところでエネルギーを流通しあうようなシステムをつくっていくということが省 CO₂ には不可欠ではないかなというふうに考えてございます。

また、ここに書いてあります「災害に強い都市づくり」という意味におきましても、あるいは再生可能なエネルギーの導入ということについても、そういう集中したところでは導入がわりと可能だというふうに考えております。そういうことからすると総量規制という東京都だけの総量規制というところについての目標のかけ方については相当なご配慮をいただかないと、東京の高機能の高密度化あるいは集中化というところの 10 年後のリゾートみたいなところへ持っていく阻害があるのではないかなというふうに考えておりますので、その辺もご検討いただいているかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

○八谷（日本自動車工業会） 先ほど東京都の環境行政の基本的な考え方のようなものをお聞かせいただいて、1 つは非常に、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、アメリカのカリフォルニアと基本的に同じような考えなのかなというふうに理解をいたしました。ただし、例に挙げられたディーゼル規制の話については、私どもも一生懸命に開発努力をしまし、

何とか何とかというところで結果オーライの世界だったように実は思うんですね。結果オーライという言葉は悪いのですが、うまくいった成功例ということでとらえていただいて。

一方、カリフォルニアの方では 98 年からゼロエミッションビークルという規制がありまして 3% の車は電気自動車にしないと、こういう規制が出たことがあるのですが、私は何を言いたいかというと、結局技術の進歩がそこまで追いつかなかった。そういうことでカリフォルニアというのは 3 年ごとに規制を見直していく、そういうプロセスが入っているんですね。ですから常に最先端の技術はどの辺まできているのかというのが官と民と両方でレビューして、それでまた次の 3 年間でどういうふうにしてそれを修正していこうかということと一緒に考えるプロセスが入っているということ、ぜひご理解いただきたいなと思うのです。ですから一方的に日進月歩で常に何かこう革新があるんだと、だからいくんだということではなくて、必ずそこにはレビューをしていくということと一緒に考えていただかないといけないのかなと、こういうふうに関心を持って聞いておりました。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

○小豆澤（日本百貨店協会） ありがとうございます。実は自主行動計画ということでこの夏、百貨店協会では全国の百貨店で冷房温度の加温アップを実施いたしました。やっぱりやらされるよりやる気になるということが大事でございまして、自主行動計画を尊重すべきではないかというふうに思っています。特に小売業でございまして、総量規制につきましてはいかなるものかなというふうに思っております。原単位につきましては省エネ機器の導入によって相当削減できました。しかし総量規制につきましては営業規制に直接つながることによってございまして、これから増床、建替えができなくなります。それから営業時間の短縮、あるいは休業日数の削減ということにもつながりかねないということによってございまして、直接営業規制につながっていくのかなというふうに思っています。

先ほどショッピングセンターで売上優先という話もありましたけれども、実は逆でございまして、これは儲かっていないショッピングセンターではないかと思っております。儲かっている小売業というのは消費者のニーズに応えるために店舗の増改築を頻りにやりますし、省エネ機器の導入も積極的にやっている、これは社会的責任だというふうに思っていますので、儲かっている企業ほどやはり積極的に取り組むべきだということであろうと思っております。それから省エネ機器の導入でございまして、百貨店協会は一生懸命やっておりますが、抜本的に変わるといいでしょうか、歴史的に変わるということはないわけによってございまして、建物を全部

建て替えるという必要が出てくるわけですから建て替えるためにはその間、2年間休業しなければいけない、休業をだれが保証してくれるのかという問題がございますので、こういう業界の事情もよく勘案していただければありがたい。ただ、基本的にはこの方向性については決して反対するものではないということでございます。

○司会（花木教授） はい、次に石油連盟さん。

○畑（石油連盟） 先ほど東京都さんの方からディーゼルの話、自工会さんの方からもありました。で、ちょっとこれと先ほど制約というか経済活動に成果がないものはないという話で経団連さんからお話があったわけですが、ちょっと関連して申し上げますと、私もディーゼル、それからガソリンのサルファーフリーを実現いたしました。この過程で何が起きているかと申しますと、確かにサルファーを下げたのですが、製油所ではサルファーを除くためにいわゆるエネルギーをたくさん使います、脱硫するために。そうしますとキャップをそこでかけられますとそういった対策がなかなかやりにくい問題が出てまいります。ですから制約があってはいけないということではないんです、ただ、合理的な制約と申しますか、そういったものがほしいということでございます。

今、私どもが直面している大きな問題は船舶用のC重油について、いわゆるこれは硫黄分が大気汚染をもたらすと、今陸上の方はできておりますけれども、これについても下げろということで、これは世界的に問題になっておまして、相当な投資、これもコストが相当かかります。それと同時にやはり硫黄分を下げますと、今以上に同じ量のものを供給するにしても精油所でもっていわゆるエネルギーをたくさん使わなければいけません。その際にキャップを重ねますとそういったことに応えることができないと、そういったことを申し上げているだけでして、私どもそういった事情がございますので、一般論として先ほど個別の業界からもいろいろ話がございますけれども、合理的ないわゆる制約ならばいいのですけれども、単に過度な制約であれば私どもこれについては問題があるというふうに申し上げておきます。

○司会（花木教授） お二人いらっしゃいますね、日本私学協会さん。

○小川（日本私立大学団体連合会） ちょっとまた先ほどの話に戻りますけれども、私立大学としましては、非常に温暖化対策ということでそれぞれ努めているわけがございますけれども、先ほど出ました排出量の取引の問題について、これはかなり経済的なインセンティブが働く問題でございますので、ちょっと教育機関にはそぐわないのではないかというふうに考えておるところであります。むしろ大学でも高校でも処理をする段階でそれを環境教育というものについて力を入れて、先ほどお話がありましたようにこれから10年、15年という

段階で世界的な広がりを持つということ、環境教育について力を入れて皆さんに重大な問題であるということを確認していただくように働きかけていきたいと思っております。

東京都さんでこれから施策を考えるときに、教育機関についてはそういう点も考慮してご検討いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○司会（花木教授） ありがとうございます。不動産協会さん。

○林（不動産協会） いろいろご意見を申し上げたいのですが、幾つかの点に絞ってお話ししたいと思います。私どもはこの温暖化対策の計画書制度の強化ということについていろいろ意見を持っているわけですが、一方で新規の建物についての建築物環境計画書制度にも意見を持っているところであります。

○司会（花木教授） それもあわせて、ぜひお願いします。

○林（不動産協会） 建築物環境計画書制度の方については、方向性としては一歩、二歩進めた対策が必要であろうという感じはあります。むしろ具体的にどのようなことをこれからお考えになっているのか、事務所あるいは住宅のそれぞれについて、ここには一般的な形の方向性が述べられておりますが、具体的にどのようなことなのかも早めにお示しいただいて、必要であればご意見を申し上げていきたいと思っております。しかし、地球温暖化対策計画書の制度、特に義務づけとそれから排出権取引制度、これらについてはやはり大きな疑問点があり、このままの案では、私どもとしては賛成できないので慎重に検討いただきたいと思いますというのが結論でございます。

幾つかその理由を申し上げますと、1つは現行の制度ではだめなんだと、限界があるんだということをいろいろと書かれているのですが、特に大規模なCO₂排出をする事業所に関して自主的な制度というものは、私どもは評価されるべきだと考えております。先ほどのこの資料2のところでのコメントにもいろいろ書かれていますが、もちろん東京都もこれについての成果はあったということをお認めになっています。しかし、いろいろ限界があるということでその限界を解決するためには義務化しかないんだという結論ですけれども、それはやはり何かジャンプし過ぎて、そのような計画書制度の限界がここに幾つか示されておりますが、これらを解決するために義務化の制度というのは必ず必要なのだろうかということを私どもは感じるわけです。

例えば、ここの総量削減が保証されないということをおっしゃっていますが、それでは今の計画制度の中で総量的な目標を決めさせて、原油換算で1500キロリットルぐらいですか、一定の事業所についてはご指導されるということは不可能なのかどうか。

二つめとして自主的取組という枠組みの限界ということでB、Cの評価になった事業所に對してはどうしようもないんだと、だからその辺について義務化をするんだという必要性を言っておられますが、それではこのB、Cというランクづけの事業所を公表すれば良いのではないかと、公表してこれだけ環境が重要なときにこの事業所は全然協力していないということを世の中に示して、その世の中の評価を受けるということにできないのだろうかとか。

三つめとして対策の一律実施の方式の限界です。これについては排出量取引制度というものがあるから、対策については一律ではなくて多様な選択も可能になったのだという話ですが、他方規制をすることによる一律性も出てくるわけですから、むしろ自主行動計画の方がいろいろな対策を、例えばビルの問題でいきますと建物の問題、それから設備の問題、それから大規模な開発になれば建物の中のいろいろなエネルギーの交換の問題、それからコンパクトシティの実現などという形での総量的な削減効果ということも期待できるわけで、その実施についての多様化というのは、むしろ自主行動計画を充実させていく、またそのような観点のもとに東京都がご指導されることにより、いろいろな対応が出てくるのではないかと考えられるわけです。

したがって、そのようなことを考えていくと、この問題について直ちに規制が必要だということには結びつかないのではないかとこの疑問がどうしても解けないと感じているところでございます。特に温暖化の危機の回避のためにはこのようなことが必要なんだと言われていたわけです。では、温暖化の問題が危機であるのであれば、何で一定の事業所だけに対する義務づけをするということによって危機が回避されるのだと、先ほどどなたかも言っておりましたが、小規模な中小企業の問題、それから家庭の問題というようなことがあるわけです。事務所の関係で言いますと約9割が中小企業です。大きなビルは約1割ぐらい、この1割がこの対象になっているわけですが、1割のところを義務づけて9割のところは多分助成などでやるんだということであれば、それで危機が回避されるのかということについてはやはり大きな疑問があります。

したがって、やはり環境自主行動計画が評価され、そこを工夫することにより、環境の実効性を上げるという方策というものをもっと丁寧に検討をし、それに対して東京都がもしこのようなことをやればできるんだということであれば、私ども不動産協会もその運営においてのご協力はいたしますということは何回も申し上げているかと思えます。ご協力をしながらやっていけることはやりたいと思っております、そのような発想をしていただけないだろうかということがお願いでございます。

○司会（花木教授） 短くお願いできますか。

○林（不動産協会） その規制の問題点について幾つかお話ししたいと思います。先ほど言いましたように中小のビルを除外すると、大きなビルは全体として1割ぐらいです。したがって、そのところを除外して規制というのは全体の総量削減に進むのかという疑問がございます。ですからそのような対象の問題。

それからテナントビルに関して、オーナーにテナントの部分の省エネCO₂削減についても義務づけている、オーナーにとってテナントは、ある意味では神様みたいな感じもありまして、やはりテナントがそういう使い方をしたいということになれば、なかなかそれについては抑制するということが難しいわけです。自分たちの言うことを聞いてくれないのなら他のビルに行きますと、端的にそう言われてそこから出て行ってしまおうというような関係になりますので、そこで規制の対象となっていないところに行ってしまうと、何も効果がないということになりますので、やはりオーナーにそのような義務づけをするのではなくて、テナントに何か手当てがないとこの問題は実効性がないのではないかと思います。

まだ指摘したい点は大小いろいろありますが、時間の関係で省きますが、この制度に関しては慎重にご検討いただくようによろしくお願いをいたします。もちろん、協会としては自主行動計画の見直しを今進めており、総量的な削減の目標なども導入できないかどうかというようなことなども検討をしているところでございますので、私どももしっかりやりたいと思います。重ねてのお願いになりますが、制度について慎重にご検討いただきたいと思っております。

○西堀（東京商工会議所） 時間も厳しいようですので簡潔にと思っております。ずっと2時間にわたって議論を重ねてきましたけれども、自主的な計画書制度なのか義務化、強制化なのかということでは、現時点では議論が平行線をたどっている状況かなというような気がいたしております。

現行の計画書制度の対象を拡大するのは行政コストの面からも難しいとのことですが、中小企業の対策も講じていかなければならないという認識はもっております。そもそも、二酸化炭素の排出削減義務が、これまでの自主的な計画書制度に限界があるという考え方に基づいているとのことですが、中小企業の対策をどのように進めるべきかと考えてみますと、自主的な取組みにつきると思っております。しかし、大規模排出事業者の自主的な計画書制度に限界があるということになると、自主的な努力目標に頼らざるを得ない中小企業や家庭部門の取組みにも限界があり、目標達成が難しいということになります。大規模事業者への排

出規制については、中小企業や地域住民の取組みがどのように進められるべきか、部門ごとの削減目標をどうするのかという点も踏まえながら議論すべきではないかと思います。

最後に1点、八都庁市の会合でもこの問題を取り扱っていると思うのですが、都心から約50キロ圏ぐらいで夜間人口と昼間人口が拮抗するということが言われております。東京には、近隣の県から来て働いている方々も多くいらっしゃるということからすると、東京都に限らず、首都圏の各地域で総量を削減するには、昼間人口の取組みも必要です。そういう方々は、昼間は事業所で、夜は家庭でエネルギーを消費することになりますので、自治体がもう少し広範に連携して住民向けの対策を進めるべきではないかと思います。中小企業対策にしても、大規模事業所の対策にしても、実際にエネルギーを使う人の意識を変えなければ根本的な対策は難しいと思いますので、早急に大規模事業所の規制を行なう前に、もう少し時間をかけて議論する必要があるのではないかと感じがしております。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

○飯田（環境エネルギー政策研究所） きょう経団連の方、石油連盟の方が経済活動の制約は必要だということを確認していただいて、なおかつ自主行動計画をされているということは当然炭素制約も必要だという共通認識に立てた。なおかつ西岡先生の話で総量削減も必要だと、要は最終的には何が合理的な削減、炭素制約なのかという議論に入れたので、次から出していただく資料はその入り口論の枕言葉ははずしていただいてその議論にストレートに入っていた方がすべての経済環境図がいいかというふうに思います。

それから2点目、技術的革新についてはこれはファンタジーなので、今あるベストアベラブルな技術がそもそも入っていないのに革新的な技術も何もないので、やはりこれはマーケットで今あるアベラブルな技術、ベストアベラブルな技術を入れるかという、まさにマーケット・プルの発想に立つ必要がある。

東京電力さんの話なのですが、やはり国の非常に高い原子力の稼働率に依存をした排出原単位が不足されたあげくに柏崎刈羽の地震の事故が起きて、それを埋め合わせるために石炭、石油、天然ガス、電力を買い込んでCO₂排出原単位が悪化した分を今度またクレジットで埋めるといふ、その結果赤字転落まで今見えていると、これはある意味犠牲者ではないかと思っておりますので、これはやはり再生可能エネルギーをもっと、健全な再生可能なエネルギーを爆発的に普及させることを東京電力さんにもコミットしていただきながら、それをやはり全員のサポートで支援していくということもこの東京都の発想には入っております。それはまさにドイツがこの7月に発表したように、2030年には45%の再生可能なエネルギーが導入

できる見通しがようやく立ってくるわけですね、そういうところも含めた見直しにつながっていくということで、この議論の行く末には期待をしております。

○司会（花木教授） ありがとうございます。すみません、あと……今の関連ですか。

○岡本（東京ビルディング協会） 不動産協会さんの発言に関連しているのですけれども、これは自主的な取組によっては達成できないのではないかと、したがって義務化だということで、かなり論理の飛躍は私もあると思っているのですが、東京都ご自身も自主的な取組がなぜ進まないのかについてもう少し反省された方がいいと思うんですね。例えば地球温暖化対策ネットワークというのを東京商工会議所さんを中心に、こちらに並んでいる関係団体で推進役としてやっているわけですけれども、地球温暖化対策ネットワークの活動について今年に入ってから、私、少なくとも1回しか会議に呼ばれて行っていないと思うんですよ。それから具体的にオフィスビルのエネルギー、温度管理の問題について環境局さんから具体的にこんなことを考えてくれませんかというようなご要請というのは、今年に入ってから私は一度も聞いたことがありません。そこはやっぱり都自身がやはり努力されていない部分もあるのではないかとということが1点。

それからもう1点は、事業活動の拡大によって達成できない可能性があるというふうにおっしゃっているのですけれども、例えば都庁自身を例にとりますと、丸の内から新宿のこちらに新庁舎をつくられた、それ自体が大変な事業活動の拡大なのです。都庁自身で本当に調べていただきたいのですけれども、丸の内に都庁があったときにどれくらいのエネルギーを使っておられたのか、そしてこの新宿にこられてどのくらい使っていらっしゃるのか。ちょうど1990年ごろを境にしているわけですから、そのところを比較をされて、当時の丸の内での熱源容量はどれくらいで、現在はどれくらいなのか、都庁の方は明らかに熱源容量は拡大されているわけですよ。民間の立場からいうとそういう熱源容量を拡大するということは非常に重要な生産性を高める要素でありまして、都庁の方は先にやってしまったから、あとは民間は拡大するなというのは少しやや乱暴でして、都ご自身もその辺の分析をきちっとされるべきだと。

それから世界の各都市のオフィスビルと東京のオフィスビルとを比べて省エネ性能とかCO₂の排出原単位、もちろんこれはエネルギー供給事業者の方の排出係数を同一に仮定した場合ですけれども、比較すればどういう具合になっているのか、特に香港とかシンガポールとかフランクフルト、ロンドンのシティ、東京が競争相手として頑張らなければいけないとしてどういうレベルなのか。それと比較しながら、高い理念は結構ですけれども、現実には、

地べたについて話としてその辺のことをしっかりやっていただきたい。そういうデータをきっちりやっぴり整理されて議論をさせていただきたいなと思います。

○司会（花木教授） すみません、では本当に短く。それで最後あとお二人で。

○長谷川（日本経済団体連合会） 2点の意見がございます。自主行動計画か規制かという二者択一のような議論はいかがなものかと思えます。例えば、実体的な法律であるハード・ロー(Hard Law)に対して、社会的な規範として働くソフト・ロー(Soft Law)みたいな概念がありますし、あるいは自主行動計画は社会的コミットメントだと企業が受止めているというのを踏まえてご議論いただければと思います。さまざまな評価があるかと思えますが、数字を言いますと2005年度の段階で産業部門全体では90年度対比でマイナス5.5%の削減を達成しております、ほかの部門と比べても最も削減が進んでいることをご理解いただいた上で、どういう制度、政策が必要なのかをご議論いただければということが1点目でございます。

2点目は、排出量取引制度を導入すれば技術革新が進むというご意見があり、規制の一例としてディーゼル車の規制の話が出たかと思えますが、ディーゼル車に対する規制と排出量取引とは違う点があります。1点は、その排出量取引が対象とする温室効果ガスの排出主体です。ディーゼル車とは異なり温室効果ガスではあらゆる業種が排出主体となることです。もう1点は、排出量取引制度では、排出枠を取引できるという制度になっているという点です。すでにエネルギー効率の高い事業者については、さらに排出量を削減するためのコストは高いので、排出枠を買ってきた方が早いということになります。したがって、排出量取引制度では、既にエネルギー効率においてトップランナーにある事業者の技術革新を逆に阻害する恐れがあるという問題があります。

○司会（花木教授） ありがとうございます。グリーンコンシューマー東京ネットさん、それから世界自然保護基金さん。

○善財（グリーンコンシューマー東京ネット） ありがとうございます。CO₂の総量削減というのは本当に待たなしで行わなければならない、みんなが取り組んでいかなければならないということは、もう皆さん本当によく認識していらっしゃると思います。私たちが持続可能な社会ということで子どもたちに環境学習を行ったりしておりますので、ぜひ同じ目線で、どうしたら持続可能な社会になるのかというところでこの場の話し合いが進んでいくことを本当に願っています。

今、必要なのは積み上げていくことではなくてバックキャスティング、10年、15年後か

ら今を見て何をしていくべきかということだと思います。前回、末吉先生がおっしゃったように技術に関してはもうイノベーション戦争だと、これからどこか生き残るかということだと思っておっしゃっておられたように、日本の技術力に期待しております。

○鮎川（世界自然保護基金ジャパン） すみません、最後にビルのことなんですけれども、私たちはテナントの側なんです、テナントの側でできる省エネというのは限られているんですね、やっぱり給湯器をこまめに消したりとか、パソコンをいちいちオフにするとか、その程度しかできないんです。だけどやっぱりもしビルのオーナーがすごく意識が高くて省エネビルにしたら、例えばエレベータを省エネ型にするとか、ホールの電気が人がいないときは点かないように自動的にオンオフができるとか、トイレの設備とかももっと省エネ型にできるとかいろいろなことができるんですね。やっぱり私はその対象をオーナーにするという方が大幅削減につながると思います。テナントはある意味で何もできないのです、やろうと思っても、やる意思があっても。で、オーナーがカギなんです。

実際に私たちは「ビルのCO₂削減大作戦」というのを環境省のお金でやったことがあるのですけれども、そこで最初いろいろ試して目標を掲げていただいたのですけれども、どうやっても2.5%ぐらいしか削減できない、このビルの場合はオーナービルで非常に意識の高いところだったので、で、実際に1年後量って見たら、実はもう2.5どころか5%以上削減できたと、それはやっぱりオーナーの意識とやっぱりそこに働いている従業員の意識がこの取組によって高揚されたからということがあって、やっぱりオーナーが意識を高めるということはすごく重要なので、オーナーを対象にすることに私は賛成です。

○司会（花木教授） ありがとうございます。

○影山（東京電力） だめですか。

○司会（花木教授） 30秒以内で。（笑）

○影山（東京電力） いろいろ言及されましたので。確かに東京電力は電力債、クレジットを買って頑張っているところ、これが欧米とは違うところだと思います。言ったことは守るとするのが日本の自主行動計画、これはもうみんな企業はそれをやっているところなので、自主行動計画はだめだという欧米とはちょっと違うと思います。それからレベルも違います。欧米の効率レベルと日本の効率レベルとは違う、そのいい効率レベルの中でさらに削減しようとしている、このところは非常に経営に直結する問題なのでよく考えてください。

もう1点、すみません。大幅なCO₂削減、言及的なCO₂の総量削減、これ西岡先生が言われたとおり、これも我々の願いです、これも目指すところです。ただ、個々の主体にC

CO₂のキャップをはめるということは、これ非常に問題がある。京都議定書もそうです、アメリカとかそれから中国そういうところもあると思います。企業も東京から逃げてしまうかもしれない、活動を縮小してしまうかもしれない、規制は確かに眺めている人を鼓舞するという、やらせるというそういう効果はあるかもしれませんが。ただ頑張っている人を追及してはいけません、頑張っている人がより頑張ることができなくなります。ですからこういうところではなくて実質的な取組、トップランナーをたくさんふやそうという取組がいいと思います。これはどんどん地方にも広がりますし、それから先ほど言った中小の企業にも広がります。こういった広がりの方が 行政コストも少なく、よりいい取組ができると思うのです。よろしくをお願いします。

○司会（花木教授） 最後に東京都から。

○大野都市地球環境部長 きょうは長い時間ありがとうございました。非常に活発なご議論をいただきました。きょういただいた意見の中ではまとめる上で一步前に進んだかなというご議論と、それからなかなかやはり難しいものだなという2つありました。今後我々としては、さらにきょうご説明した中身について細かくあるいは具体的な中身を詰めてまいろうと思います。ただ、ぜひお願いしたいと思っておりますのは、きょう最後の方に、冒頭で私が説明していることをまた繰り返すようなご議論もございました。余りこういうことを繰り返していても生産的ではないと思いますので、ぜひどうやったら前に進むかということを考えていただきたい。実際にCO₂が減っていない業界もございます。どうやって減らすかということで提案も余りなかったと思いますので、我々としてはどうやって本当に東京のCO₂を減らすかということで我々提案もしてきたわけですから、この中身を順に詰めて具体的な話に詰めて、まいりたいと思っております。

○司会（花木教授） このステークホルダー・ミーティングは次もあるんですね、また次回以降もぜひ活発なご意見をお願いしたいと思っております。

それでは、時間がまいりましたので、まだまだ議論は尽きないところがあって申しわけないのですけれども、このあたりで本日は終了させていただきたいと思っております。どうも皆さん、ありがとうございました。

事務局（小沼副参事） 花木先生、進行役ありがとうございました。また、本日、ご出席いただきましたステークホルダーの皆様方には長時間、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。

今後、引き続き、本日の議論等を踏まえまして施策形成に役立てたいと考えております。

なお、本日は限られた時間でしたので、十分にご意見をお話いただく時間がなかったという方もいらっしゃると思いますので、その場合は、11月12日（月）までに文書で事務局のほうにお寄せください。

会議の様様を傍聴いただきました会場の皆様も長時間ありがとうございました。ご来場の際、アンケート用紙をお配りしておりますので、ご意見等ございましたら、ご記入のうえ、受付係員にお渡しください。また、本日の議事録を都のHPに掲載させていただく予定です。また、お帰りですが、2階は既に閉まっておりますので、エレベーターで1階からお帰りください。階段も閉まっております。

皆様、本日は、遅くまでご苦勞様でございました。これをもちまして、第二回ステークホルダーミーティングを終了いたします。

午後8時12分 閉会